



Dai-ichi Life  
Holdings

*By your side,  
for life*

# 第12期 定時株主総会 招集ご通知

## 日 時

2022年6月20日（月曜日）13時  
（受付開始予定：12時）

開催時刻が前回と異なりますのでご注意ください。

## 会 場

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
The Okura Tokyo  
オークラ プレステージタワー 1階 平安の間

第一生命ホールディングス株式会社

（証券コード 8750）

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役  
5名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役  
1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外  
取締役を除く。）に対する業績連動型  
株式報酬に係る報酬等の設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
の報酬等の額改定の件
- 第8号議案 子会社株式の全部譲渡（現物出資）に  
係る契約承認の件

本株主総会につきましては、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数に限りがありますので、極力書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、インターネットによる同時中継をご視聴いただきますようお願い申し上げます。

## 株主の皆さまへ

株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2021年度は、中期経営計画「Re-connect 2023」の初年度として、グループビジョン「Protect and improve the well-being of all (すべての人々の幸せを守り、高める。)」の実現に向け、事業領域を4つの体験価値（保障、資産形成・承継、健康・医療、つながり・絆）へと広げるとともに、事業の大前提である地域・社会の持続性確保にも積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、当社を取り巻く環境は大きく変化しています。ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した世界情勢の混乱や、新型コロナウイルス感染拡大の長期化による人的交流の減少等によって、社会的な不安が広がりを見せ、人々のwell-being（幸せ）の低下を示す調査結果も出ています。また、インターネットやSNSの普及により情報収集や発信が容易になり価値観が多様化する一方、異なる意見を持つ人々との分断が加速している現象も起きています。このような環境変化の中において、お客さまそれぞれのニーズにお応えしていくためには、当社グループのブランドメッセージである「いちばん、人を考える」ことを、より一層追求する必要があると考えております。

当社グループが永続的に存在意義を発揮できる企業となるためには、従来の取組みに留まらず、変革へ挑戦する企業文化を醸成し、当社グループが提供する4つの体験価値を通じて、社会課題の解決に貢献していくことが重要と認識しております。

人生100年時代において、マイナスを補填する「保障」だけでなく、プラスを更に高める「資産形成・承継」を合わせた総合的な価値提供コンサルティングによる経済的なサポートに加え、“well-being”の向上のため重要性が高まっている「健康・医療」、「つながり・絆」の支援といった心のサポートを通じて、お客さまの一生のパートナーとして、その責任を果たしてまいります。

また、サステナビリティ（持続可能性）は全世界・全世代にとって共通の価値観となっています。地球環境保護や世代間の経済的な不公平解消といった、地域・社会の持続性確保に関する重要課題解決の一翼も担い、すべての人々の“well-being”に貢献することを通じて、世代を超えて安心に満ち、豊かで健康な人生を送ることができる社会の実現を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2022年5月

第一生命ホールディングス株式会社

代表取締役社長 稲垣 精二

## 目次

P.3 第12期定時株主総会招集ご通知

P.7 議決権行使についてのご案内

### P.9 株主総会参考書類

P.9 第1号議案 剰余金の処分の件

P.10 第2号議案 定款一部変更の件

P.15 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

P.23 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

P.29 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

P.33 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の設定の件

P.39 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

P.43 第8号議案 子会社株式の全部譲渡（現物出資）に係る契約承認の件

P.46 **ご参考** コーポレートガバナンスに関する取組み

### P.51 2021年度事業報告

### P.73 連結計算書類等

P.73 連結計算書類

P.75 計算書類

P.77 監査報告書

### P.80 ご参考：Q&A

裏表紙 インターネットによる事前質問及び同時中継のご案内

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目13番1号  
**第一生命ホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 稲垣 精二

## 第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数に限りがありますので、極力書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、インターネットによる同時中継をご視聴いただきますようお願い申し上げます。

議決権につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類（9～45頁）をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（7～8頁）に従いまして、2022年6月17日（金曜日）17時までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### ■ インターネットによる開示について

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

- ① 事業報告の企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移、企業集団の主要な事務所の状況、企業集団の使用人の状況、新株予約権等に関する事項、会計監査人に関する事項（補償契約を除く。）、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、業務の適正を確保するための体制、特定完全子会社に関する事項、親会社等との間の取引に関する事項、会計参与に関する事項及びその他
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ③ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

なお、監査等委員会は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類及び計算書類の他、上記①、②及び③についても監査しております。また、会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した連結計算書類及び計算書類の他、上記②及び③についても監査しております。

当社ウェブサイト：<https://www.dai-ichi-life-hd.com/investor/share/meeting/index.html>

記

1	日 時	2022年6月20日（月曜日）13時（受付開始予定：12時） 開催時刻が前回と異なりますのでご注意ください。
2	場 所	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 The Okura Tokyo オークラ プレステージタワー 1階 平安の間
3	目的事項	
	報告事項	2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の設定の件 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件 第8号議案 子会社株式の全部譲渡（現物出資）に係る契約承認の件

以上

本株主総会はインターネットにより同時中継いたします。詳細は6頁をご覧ください。

- 当日のご出席には、同封の議決権行使書用紙が必要です。
- 代理人によるご出席には、代理権を証明する書面及び議決権行使書用紙が必要です。なお、代理人は、本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名に限らせていただきます。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合があります。
- ご出席の株主さまはマスクの着用をお願い申し上げます。マスクを着用されない株主さまは入場をお断りする場合があります。
- 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<https://www.dai-ichi-life-hd.com/investor/share/meeting/index.html>



# 株主総会までの流れ

## 株主総会開催前

当社ウェブサイト上に、以下のコンテンツ等を公開いたしますので、本株主総会のご参考としてご利用ください。

### ■ 開示書類を見る



当社ウェブサイトの「株主・投資家の皆さま」、「サステナビリティ」欄にて各種開示書類をご覧いただけます。

### ■ 事業報告映像を視聴する



2022年5月30日（月曜日）に「事業報告映像-2021年度の取組み-」を公開いたします。

### ■ 事前質問をする



本株主総会の目的事項に関するご質問を受け付けております。ご質問の多い事項につきまして、株主総会当日の審議において、又は、株主総会終了後当社ウェブサイト上にて回答させていただきます。詳細は裏表紙記載の「事前質問のご案内」をご確認ください。

当社ウェブサイト  
<https://www.dai-ichi-life-hd.com/investor/share/meeting/index.html>



## 事前に議決権を行使する

行使期限

2022年6月17日（金曜日）  
17時

詳細は7～8頁をご確認ください。



同時中継で視聴する場合

## 議決権行使書用紙と本招集ご通知を準備する



●紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日出席する場合

株主総会当日  
2022年6月20日（月曜日）

株主総会終了後

## インターネットによる同時中継のご案内

会場以外でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによる同時中継を実施いたします。以下のURL又はQRコード\*にアクセスし、IDとパスワードを入力の上、ご視聴ください。なお、本同時中継はご視聴のみとなるため、書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

公開日時	2022年6月20日（月曜日）13時
同時中継URL	<a href="https://www.dai-ichi-life-hd.com/sc/in2022/">https://www.dai-ichi-life-hd.com/sc/in2022/</a>
ID	パスワード



### <同時中継ご視聴にあたっての注意事項>

- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
  - ご視聴いただく場合の通信料金等は株主さまのご負担となります。
  - 同時中継をご視聴される株主さまからはご質問及びご意見をお受けすることができません。ご質問を希望される株主さまは、6月15日（水曜日）17時までに5頁に記載の事前質問をご利用ください。
  - 撮影、録画、録音はご遠慮ください。●ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ※QRコードを読み取れるアプリケーション又は機能が導入されていることが必要です。（QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

## 株主総会会場のご案内

The Okura Tokyo  
オークラ プレステージタワー 1階 平安の間  
東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

- 虎ノ門ヒルズ駅（日比谷線） 出口A2 徒歩5分
  - 虎ノ門駅（銀座線） 出口3 徒歩10分
  - 溜池山王駅（銀座線・南北線） 出口14 徒歩10分
- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。  
● 株主さまへのお土産のご用意はございません。



当社ウェブサイト上に、以下のコンテンツ等を順次公開いたします。

- 社長プレゼンテーション資料



- 議決権行使結果に関するお知らせ



- 事前質問への回答



# 議決権行使についてのご案内

## インターネットによる行使

### ■「スマート行使」による行使

同封の『「スマート行使」のご案内』に掲載のQRコードをスマートフォン等で読み取り、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月17日（金曜日）17時

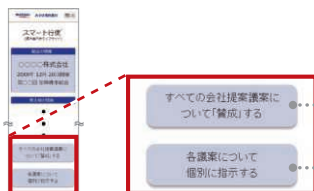
### 議決権行使手順

**1** QRコードを読み取り、ウェブサイトへアクセス  
同封の『「スマート行使」のご案内』に掲載のQRコードをスマートフォン等で読み取ります。



お手元に  
「スマート行使」の  
ご案内を  
ご用意ください。

**2** 議決権行使方法を選択  
議決権行使方法は2つあります。



**3** 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否を入力

**4** 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

⚠ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更する場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力いただく必要があります。

**（ご案内）** 皆さまの「スマート行使」が新型コロナウイルスに関する研究・診療等に貢献します。議決権行使の際に「スマート行使」をご利用いただいた場合、郵送費用が抑制されます。この抑制される郵送費用を、従来の国立国際医療研究センターに加え、新たに国立精神・神経医療研究センターに寄附いたします。国立国際医療研究センターは新型コロナウイルスをはじめとする感染症や糖尿病、肝炎等に関する研究・診療を、国立精神・神経医療研究センターは最先端の医療・研究で新型コロナウイルスに負けないこころのケア、脳とこころの病の克服に取り組んでいる研究機関です。

### 第11期定時株主総会における実績

「スマート行使」をご利用いただいた株主さま  
国立国際医療研究センターへの寄附金額

63,543 名  
4,957,000 円



## ■ 議決権行使コード・パスワード入力による行使



議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、画面の案内に従って行使期限までに賛否をご入力ください。

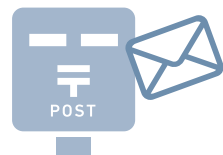
行使期限 **2022年6月17日(金曜日) 17時**

インターネットによる行使（「スマート行使」を含む。）に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 ☎ **0120-768-524** (ご利用時間 9時～21時)

## 議決権行使書を郵送

### ■ 郵送による行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 **2022年6月17日(金曜日) 17時到着**

※ 郵便法において、郵便物は原則として差し出された日から3日以内に到達すると定められていることを踏まえ、行使期限の4日前までにご投函いただくと安心です。

#### 議決権行使書用紙の記入方法



こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号・第2号・第5号・第6号・第7号・第8号議案

▶ 賛成の場合：【賛】の欄に○印 ▶ 反対の場合：【否】の欄に○印

第3号・第4号議案\*

切り取ってご投函ください。▶ 全員賛成の場合：【賛】の欄に○印 ▶ 全員反対の場合：【否】の欄に○印

※ 一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

賛否を表示せずに提出された場合は、【賛】の表示があったものとして取り扱います。

当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、ご注意ください。

### 機関投資家の皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

#### 重複して議決権を行使された場合のお取り扱い

- 書面とインターネット等（「スマート行使」を含む。）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等（「スマート行使」を含む。）により複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効といたします。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

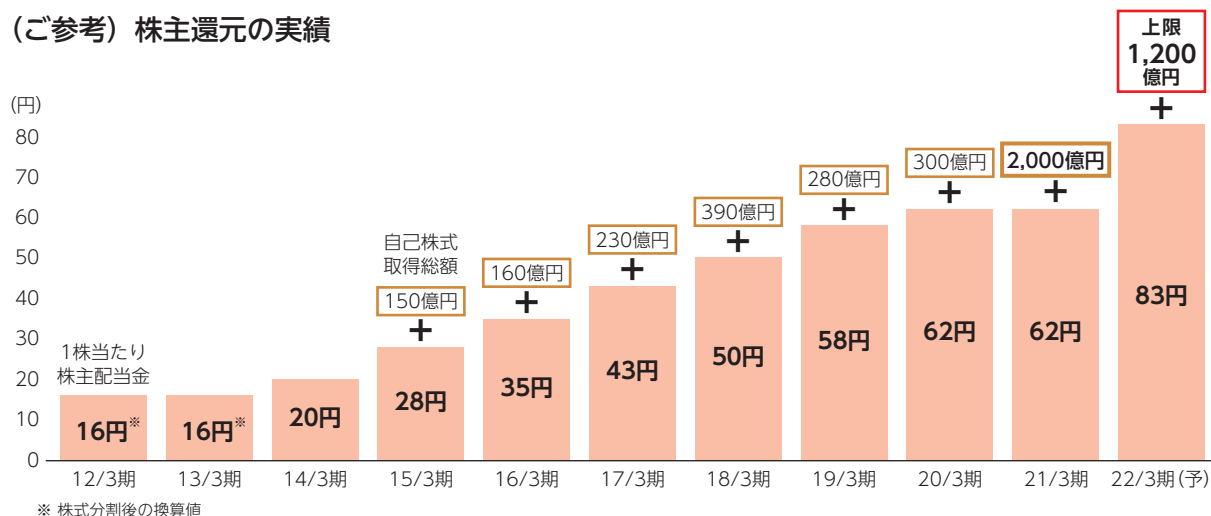
#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当社グループとして将来の事業環境の変化に備えるための財務健全性の維持や成長投資に必要な内部留保の確保、株主さまに対する資本コストを意識した適切な利益還元、それぞれのバランスを考慮して、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類  
金銭
- 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき**83円** 総額 **85,354,050,399円**
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日  
**2022年6月21日**

#### (ご参考) 株主還元の実績



## 株主還元基本方針

- 実質的な利益指標であるグループ修正利益の水準に応じた安定的な現金配当を基本とする

### ■ 配当性向 每期 30%以上

1株当たり配当の減配は原則行わない

(注) 配当性向は、市場関連リスク削減取組みや金融市場変動に伴う損益変動を踏まえ、グループ修正利益の過去3年平均をベースに計算

- 資本充足率やキャッシュフローの状況、戦略的な投資機会の有無や当社株価等を勘案し、自己株式取得等による機動的・柔軟な追加還元を検討する

### ■ 総還元性向(目安) 中期平均 50%

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

#### (1) 事業目的に関する変更

「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第46号)※により、保険業法が改正され、保険持株会社がグループ内の共通・重複業務を行うことができるようになったこと等に伴い、法令上認められるグループ内共通業務の集約によるグループ経営の効率化及び高度化を目的として、現行定款第2条に規定する事業目的の一部を変更するものであります。

#### (2) 場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)に関する変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、上場会社において、定款に定めることにより、株主の皆さまの利益の確保への配慮等を踏まえた一定の要件の下、場所の定めのない株主総会(種類株主総会を含みます。以下同じ。)の開催が可能となりました。

※ 銀行・保険会社等の金融機関がポストコロナの日本社会・経済において期待される役割を果たすべく、業務範囲規制等を見直す法改正が行われました。それに伴い、保険持株会社としての本来の業務である「保険持株会社グループの経営管理及びこれに付帯する業務」に加え、グループ内の共通・重複業務として新たに複数の業務を保険持株会社へ集約することが認められました。また、保険持株会社としてグループ経営管理を適切に行うことを前提として、法改正前より認められている業務についても、業務委託元に義務付けられていた個別の委託先管理が不要になる等、より効率的な業務の集約が可能となりました。

当社といたしましては、感染症の拡大や天災地変が発生した場合等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆さまの利益にも照らして適切でないとする取締役会が決定した場合には、場所の定めのない株主総会を開催することができる旨の規定を変更案第18条第2項に新設し、現行定款第23条第1項の規定についても所要の変更を行うものであります。

(3) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供措置の導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

- ① 変更案第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第20条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第20条)は不要となるため、これを変更するものであります。
- ④ 上記の変更に伴い、効力発生日等の附則を設けるものであります。

(4) 取締役の員数に関する変更

持株会社としての企業経営における迅速で的確な意思決定及び監督機能の一層の強化等を目的として、現行定款第24条第1項について、取締役(監査等委員である者を除く。)の員数の上限を15名以内から11名以内に変更するものであります。

(5) 社長の選定に関する変更

最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選定できるよう、現行定款第28条の変更を行うものであります。また、これに関連して、株主総会の招集権者及び議長を定める現行定款第19条の規定についても所要の変更を行うとともに、変更案第28条第4項のとおり執行役員の選任等に関する規定を新設するものであります。

(6) 取締役会の招集権者及び議長に関する変更

取締役会による独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、取締役会の議長が取締役会長に限定されている現行定款第29条を変更し、その他の取締役が議長となることを可能とするものであります。

## 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。	第2条 当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。
(1) 生命保険会社、損害保険会社その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理	(1) 生命保険会社、損害保険会社その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理
(2) <u>その他前号の業務に付帯する業務</u> (新設)	(2) 前号の業務に付帯する業務
	(3) <u>前二号に掲げる業務のほか、保険業法により保険持株会社が行うことができる業務</u>
第3条～第17条 (条文省略)	第3条～第17条 (現行どおり)
第4章 株 主 総 会	第4章 株 主 総 会
(招集)	(招集および開催の方法)
第18条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。 (新設)	第18条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。
	<u>2. 当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でない</u> と取締役会が決定したときには、 <u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第19条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> (新設)	第19条 <u>株主総会は、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序に従い、取締役がこれを招集する。</u>
	<u>2. 株主総会は、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序に従い、会長または社長が議長となる。</u>
<u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	<u>3. 会長および社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第21条～第22条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第22条 (現行どおり)</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第23条 第19条、第20条および第22条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第21条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. 第21条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>4. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合については、法令に別段の定めがある場合を除き、甲種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第23条 第18条第2項、第19条、第20条および第22条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>2. 第21条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. 第21条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>4. 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合については、法令に別段の定めがある場合を除き、甲種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第24条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、15名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第24条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、11名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>
<p>第25条～第27条 (条文省略)</p>	<p>第25条～第27条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役等)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役会長、<u>取締役社長各1名、取締役副会長若干名を定めることができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）または執行役員の中から、社長1名を選定する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から会長1名、副会長若干名を選定することができる。</u></p> <p>4. <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第29条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>3. 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、<u>取締役会を招集することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第29条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役に欠員または事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>3. 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、<u>取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>第30条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第48条 (現行どおり)</p>
<p>附 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>第12期定時株主総会の決議による第20条（電子提供措置等）の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、前項の規定による変更前の第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名全員は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、候補者につきましては、過半数を社外委員で構成する指名諮問委員会の審議を経た上で取締役会にて決定しております。

候補者 番号	地位	氏名	年齢 性別	社外 独立	取締役会 出席状況
1	<b>重任</b> 取締役会長	わたなべこういちろう 渡邊光一郎	満69歳 男性		100% (12回/12回)
2	<b>重任</b> 代表取締役社長 (Chief Executive Officer)	いながき せいじ 稲垣 精二	満59歳 男性		100% (12回/12回)
3	<b>重任</b> 代表取締役専務執行役員 (Chief Financial Officer)	きくた てつや 菊田 徹也	満57歳 男性		100% (12回/12回)
4	<b>重任</b> 取締役常務執行役員	しょうじ ひろし 庄子 浩	満58歳 男性		100% (9回/9回)
5	<b>重任</b> 取締役常務執行役員	あかし まる 明石 衛	満57歳 男性		100% (9回/9回)
6	<b>重任</b> 取締役常務執行役員	すみの としあき 隅野 俊亮	満52歳 男性		100% (9回/9回)
7	<b>重任</b> 取締役	まえだ こういち 前田 幸一	満70歳 男性	社外 独立	100% (12回/12回)
8	<b>重任</b> 取締役	いのうえ ゆりこ 井上由里子	満59歳 女性	社外 独立	100% (12回/12回)
9	<b>重任</b> 取締役	しんがい やすし 新貝 康司	満66歳 男性	社外 独立	100% (12回/12回)
10	<b>新任</b> —	ブルース・ ミラー	満61歳 男性	社外 独立	—

(注) 候補者の年齢は本総会終結時のものです。



候補者  
番号

1

わたなべ こういちろう  
**渡邊 光一郎** (1953年4月16日生)

重任



所有する当社普通株式数

137,781株

取締役会出席回数

12回/12回

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	第一生命保険相互会社入社	2010年4月	第一生命保険株式会社 代表取締役社長
2001年7月	同 取締役	2016年10月	第一生命ホールディングス株式会社 代表取締役社長
2004年4月	同 常務取締役	2017年4月	同 代表取締役会長
2004年7月	同 常務執行役員	2020年6月	同 取締役会長 (現任)
2007年7月	同 取締役常務執行役員		
2008年4月	同 取締役専務執行役員		

【重要な兼職の状況】

- 第一生命保険株式会社 取締役会長

取締役候補者とした理由

渡邊光一郎氏は、当社グループの一員として、主に経営企画、人事管理・人財育成、広報及び調査関連業務等に従事し、生命保険事業に関する豊富な業務知識・経験を有しております。また、2001年7月より当社取締役として企業経営に従事するとともに、2017年4月より取締役会議長を務める等、豊富な経験と知見を活かし職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

2

いながき せいじ  
**稲垣 精二** (1963年5月10日生)

重任



所有する当社普通株式数

100,110株

取締役会出席回数

12回/12回

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	第一生命保険相互会社入社	2016年10月	第一生命ホールディングス株式会社 取締役常務執行役員
2012年4月	第一生命保険株式会社 執行役員	2017年4月	同 代表取締役社長
2015年4月	同 常務執行役員	2022年4月	同 代表取締役社長 (Chief Executive Officer) (現任)
2016年6月	同 取締役常務執行役員		

【重要な兼職の状況】

- 第一生命保険株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

稲垣精二氏は、当社グループの一員として、主に経営企画及び運用企画関連業務等に従事し、生命保険事業に関する豊富な業務知識・経験を有しております。また、2010年の株式会社化において中心的な役割を担う等、当社グループの成長戦略遂行に向けた態勢整備を牽引してきました。加えて、2016年6月より当社取締役、2017年4月より代表取締役社長として企業経営に従事し、当社グループの更なる事業基盤の強化・拡大に向けた成長戦略を展開する等、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

3

きくた てつや  
菊田 徹也

(1964年10月14日生)

重任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	第一生命保険相互会社入社	2018年 4月	第一生命ホールディングス株式会 社 常務執行役員
2014年 6月	第一生命保険株式会社* 執行役員	2020年 6月	同 取締役常務執行役員
2016年 10月	第一生命保険株式会社* 執行役員	2021年 4月	同 代表取締役専務執行役員
2017年 4月	同 常務執行役員	2022年 4月	同 代表取締役専務執行役員 (Chief Financial Officer) (現任)

※2016年10月1日付の持株会社体制移行に伴い、同年9月30日までの第一生命保険株式会社と、10月1日以降の第一生命保険株式会社は別の会社であります。

【担当】

経営企画ユニット、財務企画ユニット、資産形成・承継事業ユニット

所有する当社普通株式数

33,816株

取締役会出席回数

12回／12回

取締役候補者とした理由

菊田徹也氏は、当社グループの一員として、主に資産運用関連業務等に従事し、生命保険事業に関する豊富な業務知識・経験を有しております。また、第一生命ベトナム及びTower（現TAL）の取締役として海外生命保険会社の企業経営に従事した他、2020年6月より当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

4

しょうじ  
庄子 浩

ひろし  
(1964年4月26日生)

重任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月	第一生命保険相互会社入社	2021年 6月	同 取締役常務執行役員（現任）
2015年 4月	第一生命保険株式会社 執行役員		
2016年 10月	第一生命ホールディングス株式会 社 執行役員		
2017年 4月	同 常務執行役員		

【担当】

主計・経理ユニット

取締役候補者とした理由

庄子浩氏は、当社グループの一員として、主に収益管理及び主計関連業務等に従事し、生命保険事業に関する豊富な業務知識・経験を有しております。また、2021年6月より当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

所有する当社普通株式数

36,167株

取締役会出席回数

9回／9回

候補者  
番号

5

あかし  
明石

まもる  
衛 (1964年10月9日生)

重任



所有する当社普通株式数

28,386株

取締役会出席回数

9回／9回

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 第一生命保険相互会社入社  
2013年4月 第一フロンティア生命保険株式会社 取締役  
2015年4月 同 取締役常務執行役員  
2016年4月 同 代表取締役副社長執行役員  
2020年4月 第一生命ホールディングス株式会社 常務執行役員  
2021年6月 同 取締役常務執行役員（現任）

【担当】

国内保障事業・CX企画ユニット、CXデザイン戦略に関する事項

取締役候補者とした理由

明石衛氏は、当社グループの一員として、主に営業企画及び通販事業関連業務等に従事し、生命保険事業に関する豊富な業務知識・経験を有しております。また、2013年4月より第一フロンティア生命保険株式会社の取締役、2021年6月より当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

6

すみの  
としあき  
隅野 俊亮

(1969年10月26日生)

重任



所有する当社普通株式数

19,398株

取締役会出席回数

9回／9回

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月 第一生命保険相互会社入社  
2016年10月 第一生命ホールディングス株式会社 執行役員  
2020年4月 同 常務執行役員  
2021年6月 同 取締役常務執行役員（現任）

【担当】

海外生保事業ユニット（海外生保事業全般に関する事項）

取締役候補者とした理由

隅野俊亮氏は、当社グループの一員として、主に経営企画及び運用企画関連業務等に従事し、生命保険事業に関する豊富な業務知識・経験を有しております。また、プロテクティブの取締役及びDLI NORTH AMERICAのCEOとして海外生命保険会社の企業経営に従事した他、2021年6月より当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



#### 所有する当社普通株式数

7,521株

#### 社外取締役在任年数

5年9ヶ月  
(本総会最終時)

#### 取締役会出席回数

12回/12回

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月	日本電信電話公社入社	2009年6月	東日本電信電話株式会社 代表取締役副社長 コンシューマ事業推進本部長
1999年7月	西日本電信電話株式会社 鹿児島支店長		
2000年7月	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 コンシューマ&オフィス事業部企画部長		株式会社NTT東日本プロパティーズ 代表取締役社長
2002年6月	同 同 同 同 同 同 コンシューマ&オフィス事業部長	2012年6月	NTTファイナンス株式会社 代表取締役社長 (2016年6月退任)
2004年6月	同 取締役コンシューマ&オフィス事業部長	2016年6月	同 取締役相談役 (2017年6月退任)
2006年8月	同 取締役ネットビジネス事業本部副事業本部長	2016年10月	第一生命ホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)
2008年6月	同 常務取締役ネットビジネス事業本部副事業本部長	2017年7月	NTTファイナンス株式会社 相談役
		2018年7月	同 顧問
		2020年7月	株式会社NTTファシリティーズ 顧問 (現任)

#### 社外取締役候補者とした理由/果たすことが期待される役割

前田幸一氏は、公共性の高い企業における経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、取締役会等において、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る意見を積極的にいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただいております。引き続き同氏の経験等を当社グループの経営の監督に活かしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。

#### 独立性について

前田幸一氏は、2016年6月まで当社グループの取引先であるNTTファイナンス株式会社の業務執行者で、同社グループと当社グループの間には、取引等がありますが、それぞれの売上の1%未満であり、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

候補者  
番号

8

いのうえ ゆりこ

井上 由里子 (1963年5月29日生)

重任

社外

独立



#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年11月	東京大学大学院法学政治学研究科 専任講師	2010年10月	一橋大学大学院国際企業戦略研究 科 教授
1995年4月	筑波大学大学院経営・政策科学研 究科 助教授	2018年4月	同 法学研究科ビジネスロー専攻 教授 (現任)
2001年4月	同 ビジネス科学研究科 助教授	2018年6月	第一生命ホールディングス株式会 社 社外取締役 (現任)
2002年9月	神戸大学大学院法学研究科 助教授		
2004年4月	同 教授		

#### 【重要な兼職の状況】

- 日本信号株式会社 社外取締役

#### 所有する当社普通株式数

6,001株

#### 社外取締役在任年数

4年  
(本総会終結時)

#### 取締役会出席回数

12回/12回

#### 社外取締役候補者とした理由/果たすことが期待される役割

井上由里子氏は、知的財産法の担当教授としての豊富な経験及び専門分野を活かしたIT関連の制度・政策に関する知見を有しており、取締役会等において、客観的な視点から主に企業法務やIT戦略におけるデータガバナンスに係る意見を積極的にいただき、経営を監督する役割を担っていただいております。引き続き同氏の経験等を当社グループの経営の監督に活かしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。

なお、同氏は社外取締役となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

#### 独立性について

井上由里子氏は、2018年5月まで、当社が経営事項全般に関し幅広い助言を得ることによるガバナンスの更なる強化・充実等を目的に設置したアドバイザー・ボードの委員であり、同氏と当社との間には、アドバイザー・ボード委員としての報酬支払いの取引がりましたが、その報酬は年額200万円であり、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。



#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月	日本専売公社（現日本たばこ産業株式会社）入社	2011年 6 月	日本たばこ産業株式会社 代表取締役副社長（2018年1月退任）
2001年 7 月	同 財務企画部長	2018年 1 月	同 取締役（2018年3月退任）
2004年 7 月	同 執行役員財務責任者	2019年 6 月	第一生命ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2005年 6 月	同 取締役執行役員財務責任者	2022年 4 月	株式会社新貝経営研究所 代表取締役（現任）
2006年 6 月	同 取締役 JT International S.A. エグゼクティブ ティブヴァイスプレジデント		

#### 【重要な兼職の状況】

- 株式会社新貝経営研究所 代表取締役
- 株式会社エクサウィザーズ 社外取締役
- 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役

#### 所有する当社普通株式数

300株

#### 社外取締役在任年数

3年  
(本総会終結時)

#### 取締役会出席回数

12回/12回

#### 社外取締役候補者とした理由/果たすことが期待される役割

新貝康司氏は、グローバル企業における経営者としての豊富な経験や高い見識に加え、財務責任者として企業財務やM&Aに関する高度かつ専門的な見識を有しており、取締役会等において、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る意見を積極的にいただくとともに、経営を監督する役割を担っていただいております。引き続き同氏の経験等を当社グループの経営の監督に活かしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としております。

#### 独立性について

新貝康司氏は、2018年1月まで当社グループの取引先である日本たばこ産業株式会社の業務執行者で、同社と当社グループの間には、取引等がありますが、それぞれの売上の1%未満であります。また、2017年6月まで、当社が経営事項全般に関し幅広い助言を得ることによるガバナンスの更なる強化・充実等を目的に設置したアドバイザー・ボードの委員であり、同氏と当社との間には、アドバイザー・ボード委員としての報酬支払いの取引がありましたが、その報酬は年額200万円であり、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。



### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年2月	豪州外務貿易省 入省	2018年9月	オーストラリア国立大学 名誉教授
2001年1月	同 戦略政策部部长	2020年8月	豪日交流基金 理事長 (現任)
2003年4月	同 北東アジア部部长		
2004年8月	在日オーストラリア大使館 政務 担当公使		
2009年5月	豪州国家情報評価庁 副長官		
2011年8月	駐日オーストラリア大使		
2017年1月	豪州国家情報評価庁 長官		

### 所有する当社普通株式数

0株

### 社外取締役候補者とした理由／果たすことが期待される役割

ブルース・ミラー氏は、グローバルな政治・経済の専門家であるとともに、当社の子会社であるTALの非業務執行の取締役(Non-Executive Director)として生命保険事業に関する豊富な経験や高い見識を有しており、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る意見を積極的にいただくとともに、同氏の経験等を当社グループの経営の監督に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者としております。

なお、同氏は非業務執行の取締役となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

### 独立性について

ブルース・ミラー氏は、2022年4月まで、当社が同氏の行政機関及び駐日オーストラリア大使としての経験からグローバルな視点での政治・経済に関する幅広い助言を得ることを目的にアドバイザー契約を締結しており、同氏と当社との間には、報酬支払いの取引がありました。その報酬は年額600万円であり、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- (注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) ブルース・ミラー氏は、当社の特定関係事業者(子会社)であるTAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltdの非業務執行の取締役であります。
- (注3) 当社は、前田幸一、井上由里子及び新貝康司の3氏の間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。前田幸一、井上由里子及び新貝康司の3氏の選任が承認可決された場合、当社は3氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は、ブルース・ミラー氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。
- (注4) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求が為されたことにより被る損害のうち法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

## 監査等委員である取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、候補者につきましては、過半数を社外委員で構成する指名諮問委員会の審議を経た上で取締役会にて決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者 番号		地 位	氏 名		年齢・性別	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	<b>新任</b>	常務執行役員	しばがき	たかひろ	満57歳 男性	—	—
2	<b>重任</b>	取締役 (常勤監査等委員)	こんどう	ふさかず	満61歳 男性	100% (12回/12回)	100% (25回/25回)
3	<b>重任</b>	取締役 (監査等委員)	さとうり	えこ	満65歳 女性	<b>社外</b> <b>独立</b> 100% (12回/12回)	100% (25回/25回)
4	<b>重任</b>	取締役 (監査等委員)	しゅ	うんぎょん	満59歳 男性	<b>社外</b> <b>独立</b> 100% (12回/12回)	100% (25回/25回)
5	<b>重任</b>	取締役 (監査等委員)	ますだ	こういち	満78歳 男性	<b>社外</b> <b>独立</b> 91.6% (11回/12回)	96.0% (24回/25回)

(注1) 候補者の年齢は本総会終結時のものです。

(注2) 佐藤りえ子氏の戸籍上の氏名は鎌田りえ子、朱殷卿氏の戸籍上の氏名は朱ウンギョンです。



候補者  
番号

1

しばがき たかひろ

柴垣 貴弘 (1965年2月25日生)

新任



所有する当社普通株式数  
30,003株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 第一生命保険相互会社入社  
2016年4月 第一生命保険株式会社\* 執行役員  
2016年10月 第一生命保険株式会社\* 執行役員  
2018年4月 第一フロンティア生命保険株式会  
社 代表取締役副社長執行役員

2022年4月 第一生命ホールディングス株式会  
社 常務執行役員 (現任)

※2016年10月1日付の持株会社体制移行に伴い、同年9月30日までの第一生命保険株式会社と、10月1日以降の第一生命保険株式会社は別の会社であります。

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

柴垣貴弘氏は、当社グループの一員として、主に秘書、広報及び国内法人保険関連業務等に従事し、生命保険事業に関する豊富な業務知識・経験を有しております。また、2018年4月より第一フロンティア生命保険株式会社の取締役として企業経営に従事し、その知識・経験により、当社グループの経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者  
番号

2

こんどう ふさかず

近藤 総一 (1960年11月17日生)

重任



所有する当社普通株式数  
21,616株

取締役会出席回数  
12回/12回

監査等委員会出席回数  
25回/25回

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 第一生命保険相互会社入社  
2012年6月 第一生命保険株式会社 常任監査  
役 (常勤)

2016年10月 第一生命ホールディングス株式会  
社 取締役 (常勤監査等委員) (現  
任)

【重要な兼職の状況】

- アイダエンジニアリング株式会社 社外監査役

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

近藤総一氏は、当社グループの一員として、主に収益管理及び財務関連業務等に従事し、生命保険事業に関する豊富な業務知識・経験を有しております。2012年6月より2016年9月まで第一生命保険株式会社常任監査役 (常勤)、2016年10月より当社常勤監査等委員として監査職務に従事し、その知識・経験により、当社グループの経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。



## ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月	弁護士登録	2015年 6 月	第一生命保険株式会社 社外取締役
1989年 6 月	シャーマン・アンド・スターリング法律事務所	2016年10月	第一生命ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
1998年 7 月	石井法律事務所 パートナー（現任）		

## 【重要な兼職の状況】

- 石井法律事務所 パートナー
- J. フロント リテイリング株式会社 社外取締役
- 三菱商事株式会社 社外監査役

## 所有する当社普通株式数

9,298株

## 社外取締役在任年数

7年  
(本総会終結時)

## 取締役会出席回数

12回/12回

## 監査等委員会出席回数

25回/25回

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由／果たすことが期待される役割

佐藤りえ子氏は、弁護士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識及び他の会社の社外取締役及び社外監査役としての豊富な経験を有しており、取締役会等において、客観的な視点から主に企業法務に係る意見を積極的にいただくとともに、経営を監督・監査する役割を担っていただいております。引き続き同氏の経験等を当社グループの経営の監督・監査に活かしていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、社外取締役及び社外監査役となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

## 独立性について

佐藤りえ子氏は、2015年5月まで、当社が経営事項全般に関し幅広い助言を得ることによるガバナンスの更なる強化・充実等を目的に設置したアドバイザリー・ボードの委員であり、同氏と当社との間には、アドバイザリー・ボード委員としての報酬支払いの取引がありました。その報酬は年額200万円です。また、当社が2021年11月及び12月に調査業務を委託した石井法律事務所のパートナーであります。その弁護士費用は550万円であり、30頁に記載の当社が定める社外取締役の独立性基準を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。



#### 所有する当社普通株式数

4,647株

#### 社外取締役在任年数

7年  
(本総会終結時)

#### 取締役会出席回数

12回/12回

#### 監査等委員会出席回数

25回/25回

#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	モルガン銀行入社	2011年7月	同 副会長 (2013年3月退任)
2001年5月	J Pモルガン証券 マネジングディレクター	2013年11月	株式会社コアバリューマネジメント 代表取締役 (現任)
2005年7月	同 金融法人本部長	2015年6月	第一生命保険株式会社 社外取締役
2007年5月	メリルリンチ日本証券株式会社 投資銀行部門金融法人グループチエスマン	2016年10月	第一生命ホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2010年7月	同 投資銀行共同部門長		

#### 【重要な兼職の状況】

- 株式会社コアバリューマネジメント 代表取締役
- 双日株式会社 社外取締役

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由/果たすことが期待される役割

朱殷卿氏は、金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識を有しており、取締役会等において、グローバルかつ客観的な視点から経営全般に係る意見を積極的にいただくとともに、経営を監督・監査する役割を担っていただいております。引き続き同氏の経験等を当社グループの経営の監督・監査に活かしていただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

#### 独立性について

朱殷卿氏は、2013年3月まで当社グループの取引先であるメリルリンチ日本証券株式会社の業務執行者で、同社と当社グループの間には、取引等がありますが、それぞれの売上の1%未満であり、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。



#### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年4月	田中芳治公認会計士事務所	2004年1月	あずさ監査法人* 代表社員 (2007年6月退任)
1970年1月	監査法人大手町会計事務所	2007年7月	日本公認会計士協会 会長
1975年1月	新和監査法人*	2010年7月	同 相談役 (現任)
1978年9月	同 社員	2016年10月	第一生命ホールディングス株式会 社 社外取締役 (監査等委員) (現 任)
1992年7月	監査法人朝日新和会計社* 代表社員		
1993年10月	朝日監査法人* 代表社員		

※現 有限責任 あずさ監査法人

#### 【重要な兼職の状況】

- 株式会社第四北越フィナンシャルグループ 社外取締役 (監査等委員)

#### 所有する当社普通株式数

11,438株

#### 社外取締役在任年数

5年9ヶ月  
(本総会終結時)

#### 取締役会出席回数

11回/12回

#### 監査等委員会出席回数

24回/25回

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由/果たすことが期待される役割

増田宏一氏は、公認会計士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識並びに他の会社の社外取締役 (監査等委員) 及び社外監査役としての豊富な経験を有しており、取締役会等において、客観的な視点から主に財務に係る意見を積極的にいただくとともに、経営を監督・監査する役割を担っていただいております。引き続き同氏の経験等を当社グループの経営の監督・監査に活かしていただけのもので期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、社外取締役 (監査等委員) 等となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

#### 独立性について

増田宏一氏は、2007年6月まで現在の当社の会計監査人であるあずさ監査法人 (現 有限責任 あずさ監査法人) の業務執行者でしたが、同法人を退職後約15年が経過しており、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

▶ 次頁に記載の補足事項を併せてご確認ください。

### 増田宏一氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由に関する補足事項

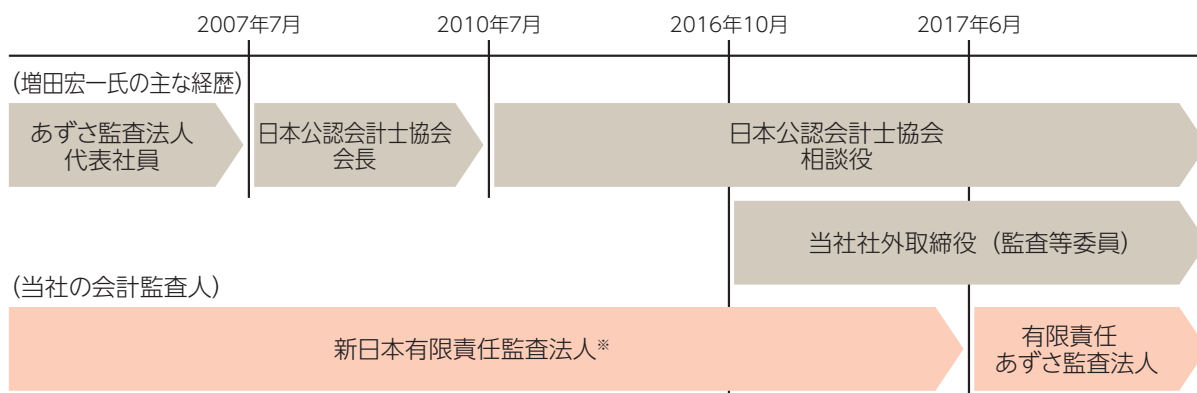
同氏は大手監査法人において代表社員を務めた後、日本公認会計士協会の会長として公認会計士監査の充実・強化に尽力する等、公認会計士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識並びに他の会社の社外取締役（監査等委員）及び社外監査役としての豊富な経験を有しています。

当社取締役会及び監査等委員会においては、就任以来5年半以上にわたり会計監査方針、海外子会社監査、KAM（Key Audit Matters：監査上の主要な検討事項）、再保険取引、会計の規制面に関する意見等、主に財務に係る意見を積極的にいただいています。また、当任期の2年間においては、当社グループにおける3ラインディフェンスモデル等の内部統制、海外事業展開におけるリスク管理、C X O制度（チーフオフィサー制度）のあり方等、幅広い意見をいただいております。当社のコーポレートガバナンスの向上に寄与しています。

### 増田宏一氏の独立性に関する補足事項

有限責任 あずさ監査法人が当社の会計監査人となったのは2017年6月であり、同氏があずさ監査法人に所属していた2007年6月までの間において、同法人は当社の会計監査を実施しておりません。

なお、同氏は、同法人の当社会計監査人選任に係るすべての決議に参加しない旨を表明し、棄権しております。



\* 新日本有限責任監査法人の名称は、2017年6月時点のものです。

- (注1) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 朱殷卿氏は、2020年12月まで、当社の特定関係事業者（子会社）であるProtective Life Corporationの非業務執行の取締役（Director）でありました。
- (注3) 当社は、佐藤りえ子、朱殷卿及び増田宏一の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。佐藤りえ子、朱殷卿及び増田宏一の3氏の選任が承認可決された場合、当社は3氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (注4) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求が為されたことにより被る損害のうち法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

## 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

現在の補欠の監査等委員である取締役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、候補者につきましては、過半数を社外委員で構成する指名諮問委員会の審議を経た上で取締役会にて決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

つちや ふみあき

**土屋 文昭** (1950年11月3日生)

社 外 独 立



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月	判事補	2014年 4 月	弁護士登録
1992年 4 月	京都地方裁判所 判事		鳥飼総合法律事務所 客員弁護士 (現任)
1995年 4 月	最高裁判所司法研修所 教官判事	2015年 4 月	法政大学大学院法務研究科 教授
1999年 4 月	東京地方裁判所 判事 (部総括)	2016年 6 月	第一フロンティア生命保険株式会 社 社外監査役 (現任)
2003年 4 月	横浜地方裁判所 判事 (部総括)		ネオファースト生命保険株式会 社 社外監査役 (現任)
2007年 4 月	東京高等裁判所 判事		
2009年 4 月	東京大学大学院法学政治学研究所 教授		

所有する当社普通株式数  
0株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由／果たすことが期待される役割

土屋文昭氏は、判事及び弁護士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識並びに法科大学院教授として豊富な経験を有しており、監査等委員である取締役に就任した際には、取締役会等において、客観的な視点から主に企業法務に係る意見を積極的にいただくとともに、当社グループの経営を監督・監査する役割を担っていただけるものと期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

なお、同氏は、社外監査役となる方法以外で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

独立性について

土屋文昭氏と当社との間には取引等がなく、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏が監査等委員である取締役に就任した際には、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(注1) 土屋文昭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 当社は、土屋文昭氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

(注3) 土屋文昭氏は、当社の特定関係事業者（子会社）である第一フロンティア生命保険株式会社及びネオファースト生命保険株式会社の社外監査役であります。なお、当社の監査等委員である取締役に就任する場合、両社の社外監査役を退任する予定です。

(注4) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求が為されたことにより被る損害のうち法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者が、監査等委員である取締役に就任した際には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

## (ご参考) 取締役の選任基準

当社の取締役会は、社内取締役候補者について、当社グループの経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する。また、社外取締役候補者について、監督機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任する。

- ・企業経営、リスク管理、法令遵守等の内部統制、企業倫理、経営品質、グローバル経営、マクロ政策等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有すること
- ・「社外取締役の独立性基準」に照らし、当社の経営からの独立性が認められること

## <社外取締役の独立性基準>

当社の社外取締役について、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

1. 当社、当社の子会社もしくは関連会社の業務執行者であること、または過去において業務執行者であったこと
2. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者（ただし重要でないものを除く）の配偶者または三親等以内の親族
3. 当社または当社の子会社の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
4. 当社の最新の株主名簿の10位以内の大株主、または大株主である団体の業務執行者
5. 直近3会計年度において、当社および当社の連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）からの年間の支払金額が、その連結売上高の2%以上となる取引先およびその連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）の業務執行者
6. 直近3会計年度において、当社および当社の連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）の年間の受取金額が、当社の連結売上高の2%以上となる取引先およびその連結子会社（有価証券報告書上の連結子会社をいう）の業務執行者
7. 直近3会計年度における当社または当社の子会社の会計監査人（法人である場合は、当該法人のパートナーその他業務執行者）
8. 直近3会計年度において、当社または当社の子会社から役員報酬等以外に平均して年1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家（それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体のパートナーその他業務執行者）
9. 直近3会計年度において、総収入もしくは経常収益の2%以上の寄付を当社または当社の子会社から受けている非営利団体の業務執行者
10. 4～9の団体または取引先において過去に業務執行者であった場合、当該団体または取引先を退職後5年以内であること

以上

## ご参考 当社取締役の有する見識及び経験（取締役スキルマトリクス）

当社では、持株会社としての監督機能の発揮と中期経営計画の適切な遂行に向け、取締役に必要な見社の取締役として必要とされる見識及び経験として①～⑦を、中期経営計画を踏まえた今後の重要な事業戦

2022年6月20日定時株主総会後の当社取締役（予定）メンバーにおける一覧は以下のとおりです。

						
	渡邊光一郎	稲垣精二	菊田徹也	庄子 浩	明石 衛	隅野俊亮
役職	取締役会長	代表取締役社長 (Chief Executive Officer)	代表取締役 専務執行役員 (Chief Financial Officer)	取締役 常務執行役員	取締役 常務執行役員	取締役 常務執行役員
①企業経営	✓	✓	✓	✓	✓	✓
②国際性	✓	✓	✓			✓
③金融	✓	✓	✓	✓	✓	✓
④財務・会計・数理	✓	✓	✓	✓		✓
⑤法務						✓
⑥コンプライアンス	✓	✓				
⑦リスク管理	✓	✓				✓
⑧ICT/DX*					✓	
⑨イノベーション（新規事業開拓）			✓		✓	
⑩サステナビリティ			✓			✓

※ ICTとは、インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジーの略語であり、DXとは、デジタル トランスフォーメーションの略語です。

(注) 専門的な知識・経験を有している、又は各分野における事業責任者の経歴がある場合に、該当項目にチェックをしています。



識及び経験を以下のとおり定めております。具体的には、生命保険事業の特性等を踏まえた保険持株会略・経営課題に関する見識及び経験として⑧～⑩を定めております。



前田幸一



井上由里子



新貝康司



ブルース・ミラー



柴垣貴弘



近藤総一



佐藤りえ子



朱 殷卿



増田宏一

取締役	取締役	取締役	取締役	取締役 取締役上席 常勤監査等委員	取締役 常勤監査等委員	取締役 監査等委員	取締役 監査等委員	取締役 監査等委員
✓		✓		✓	✓		✓	✓
✓		✓	✓				✓	
✓			✓	✓	✓		✓	
		✓			✓			✓
	✓	✓	✓			✓		
✓	✓	✓				✓		
		✓	✓			✓	✓	
✓	✓	✓						
		✓						
	✓	✓	✓					

## 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第6期定時株主総会及び2018年6月25日開催の第8期定時株主総会において、年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分年額7,200万円以内）とするとともに、そのうち、社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与（以下、当該譲渡制限付株式の付与に係る制度を「譲渡制限付株式報酬制度」という。）のための報酬等の額を年額2億円を上限として設けることにつきご承認いただいております。

今般、会社業績及び当社の株式価値と当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下、「対象取締役」という。）の報酬との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の年額8億4,000万円以内の報酬等の額とは別枠で、対象取締役を対象として、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「業績連動型株式報酬制度」という。）を導入したいと存じます。

業績連動型株式報酬制度に基づき対象取締役に対して当社の普通株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額2億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分につきましては、当該総額の範囲内において、別途取締役会で決定することといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役4名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年160,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他業績連動型株式報酬制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。以下同じ。）といたします。

なお、1株当たりの払込金額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。以下同じ。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への当社の普通株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業績、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、本招集ご通知66頁に記載のとおりですが、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件」及び本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を40～41頁に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。今般の役員報酬制度の見直しに伴い、譲渡制限付株

式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の二つの株式報酬制度が併存することとなりますが、当社におきましては、原則として、主に、譲渡制限付株式報酬制度を株主の皆さまとの利益共有を目的として、また業績連動型株式報酬制度を企業価値向上へのインセンティブとして位置付け、譲渡制限付株式報酬制度につきましても、引き続き上記第8期定時株主総会においてご承認いただいた範囲内で、既発行分よりも短期の譲渡制限期間を設定するとともに、譲渡制限解除後のクローバック条項を設ける等、業績連動型株式報酬制度の導入等に伴う調整を行った上で、適切なインセンティブとして機能するよう運用してまいります。

### 【業績連動型株式報酬制度の概要】

業績連動型株式報酬制度の主な内容は、以下のとおりといたしたいと存じます。

対象者（対象取締役）	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
支給する金銭報酬額（上限）	年額2億円
割り当てる株式の種類	普通株式
割り当てる株式の総数（上限）	年160,000株
取締役会で予め定める業績評価の対象期間（以下、「業績評価期間」という。）	3事業年度
業績評価に用いる指標（以下、「業績評価指標」という。）	当社グループの業績等を用いた指標（サステナビリティ指標を含む。）

業績連動型株式報酬制度は、対象取締役に対して、各事業年度において、業績評価期間の業績の状況に応じて、業績評価期間終了後に、対象取締役に対して金銭債権を支給することを決定し、対象取締役から当該金銭債権の現物出資を受けて当社の普通株式を発行又は処分する制度であります。業績評価期間については3事業年度の期間として、また、業績評価指標については当社グループの業績等を用いた指標（サステナビリティ指標を含む。）により、当社の取締役会において予め定めるものといたします。

なお、当初の業績評価期間及び業績評価指標は、下表を予定しておりますが、具体的には本議案で承認を受けた範囲内で、別途取締役会で決定することといたします。

### （ご参考）当初の業績評価期間及び業績評価指標

業績評価期間	2023年3月期から2025年3月期までの3事業年度
業績評価指標	相対TSR、グループ修正ROE及びグループROEV並びにCO <sub>2</sub> 排出量を含む複数指標からなるサステナビリティ指標等

業績連動型株式報酬制度に係る金銭債権の額の算定方法、支給条件等は大意以下のとおりいたします。

#### (1) 金銭債権の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社の普通株式の数を算定し、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭債権の額を算定いたします。

① 各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数<sup>\*1</sup>

基準株式数<sup>\*2</sup> × 業績評価係数<sup>\*3</sup>

② 各対象取締役に支給する金銭債権の額

各対象取締役に発行又は処分する当社の普通株式の数 × 交付時株価<sup>\*4</sup>

※1 計算の結果、1単元未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものいたします。ただし、①及び②の計算式により算出された結果に基づいて各対象取締役に金銭債権の支給を行おうとする場合、業績連動型株式報酬制度において付与する金銭債権の額の上限額を超えるおそれがある場合には、当該上限額を超えない範囲で、各対象取締役に発行又は処分する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させることといたします。

※2 当社の取締役会において予め定めるものいたします。

※3 ①業績評価期間中の企業価値指標及び財務指標の達成度に応じて当社の取締役会において予め定める範囲で設定した数値（割合）に、②業績評価期間中のサステナビリティ指標の達成度に応じて当社の取締役会において予め定める範囲で設定した数値（割合）を乗算する形式で、当社の取締役会において予め定めるものいたします。

※4 業績評価期間終了後に行われる当社の普通株式の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会において決定いたします。

#### (2) 対象取締役に対する支給条件等

当社は、原則として、対象取締役が以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して、上記（1）に基づき算出される数の当社の普通株式を発行又は処分いたします。

① 対象取締役が、業績評価期間中継続して、当社の取締役その他当社取締役会が定める地位にあったこと

② 法令違反その他当社の取締役会で定める一定の非違行為等がなかったこと

③ その他当社の取締役会が業績連動型株式報酬制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、業績評価期間中に、新たに就任した取締役が存在する場合、取締役の役位の変更があった場合又は対象取締役が正当な理由により退任若しくは退職した場合には、業績達成比率や当該取締役の在任期間等に応じて合理的に調整した当社の普通株式を当社の取締役会の決議により発行又は処分いたします。

また、業績評価期間中又は業績評価期間終了後最初の定時株主総会の日までに対象取締役が死亡により上記地位を退任又は退職した場合には、当社の普通株式に代わり、金銭を支給するものいたします。当該取締役に支給する金銭の額は、上記金銭債権に係る総額の範囲内において、業績達成比率や当該取締役の在任期間等に応じて当社の取締役会が合理的に定める金額といたします。

なお、以上の他、業績評価期間に関し、当社の取締役会において、財務諸表の重大な下方修正や対象者による重大な違法行為等があったと判断した場合、及びその他当社の取締役会で定める事由に該当した場合には、業績評価期間が終了し当社による普通株式の発行又は処分がなされた後であっても、その発行又は処分を受けた当社の普通株式（又は当該株式の価値に相当する額の金銭）について、当社に対して返還義務を負うものとする等、いわゆるクローバック条項を設ける予定であります。

(3) 組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中又は業績評価期間終了後最初の定時株主総会の日までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が業績連動型株式報酬制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分の日より前に到来することが予定されている場合に限り）、当社の普通株式に代わり、上記金銭債権に係る総額の範囲内において、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等に応じて、当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給するものといたします。

(ご参考) 業績連動型株式報酬制度導入後の報酬体系

以下の各イメージ図は、業績連動型株式報酬制度導入直後の時点の報酬体系として当社が想定する内容をお示しするものであり、今後、本議案で承認を受けた範囲内で、当社の取締役会の決定等に従い、業績評価指標の内容を含め、変更される可能性があります。

	取締役 (監査等委員である取締役を除く。)		取締役 (監査等委員)	備考
	社内	社外		
基本報酬	○	○	○	職責に応じた報酬
単年度業績連動報酬	○	—	—	単年度の業績評価指標の達成度に連動
譲渡制限付株式報酬	○	—	—	中長期的な経営目標の達成、株主との利益共有を目的として設定
業績連動型株式報酬	○	—	—	企業価値向上へのインセンティブとして経営目標を踏まえ選定する指標の達成度に連動

(単年度業績連動報酬の主な業績評価指標)

分類	業績評価指標
会計利益	グループ修正利益
将来利益（経済価値）	グループ新契約価値
健全性（経済価値）	資本充足率（E S R）
フリーキャッシュ	フリーキャッシュフロー

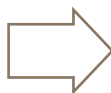
(業績連動型株式報酬の主な業績評価指標)

分類	業績評価指標
市場評価	相対 T S R
資本効率	グループ修正 R O E
資本効率（経済価値）	グループ R O E V
サステナビリティ指標	CO <sub>2</sub> 排出量を含む複数指標からなるサステナビリティ指標パッケージ

(取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額のイメージ)

現在

取締役報酬		譲渡制限付 株式報酬 上限 2 億円
上限 8.4 億円		
基本報酬	短期 インセンティブ	長期 インセンティブ



変更後

取締役報酬		譲渡制限付 株式報酬 上限 2 億円	業績連動型 株式報酬 上限 2 億円
上限 8.4 億円			
基本報酬	短期 インセンティブ	中長期 インセンティブ	

※社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、取締役会長等の業務執行を行わない取締役については、単年度業績連動報酬及び業績連動型株式報酬については対象外とする予定です。

(業績連動型株式報酬の交付イメージ)



(業績連動型株式報酬発行株式数計算イメージ)

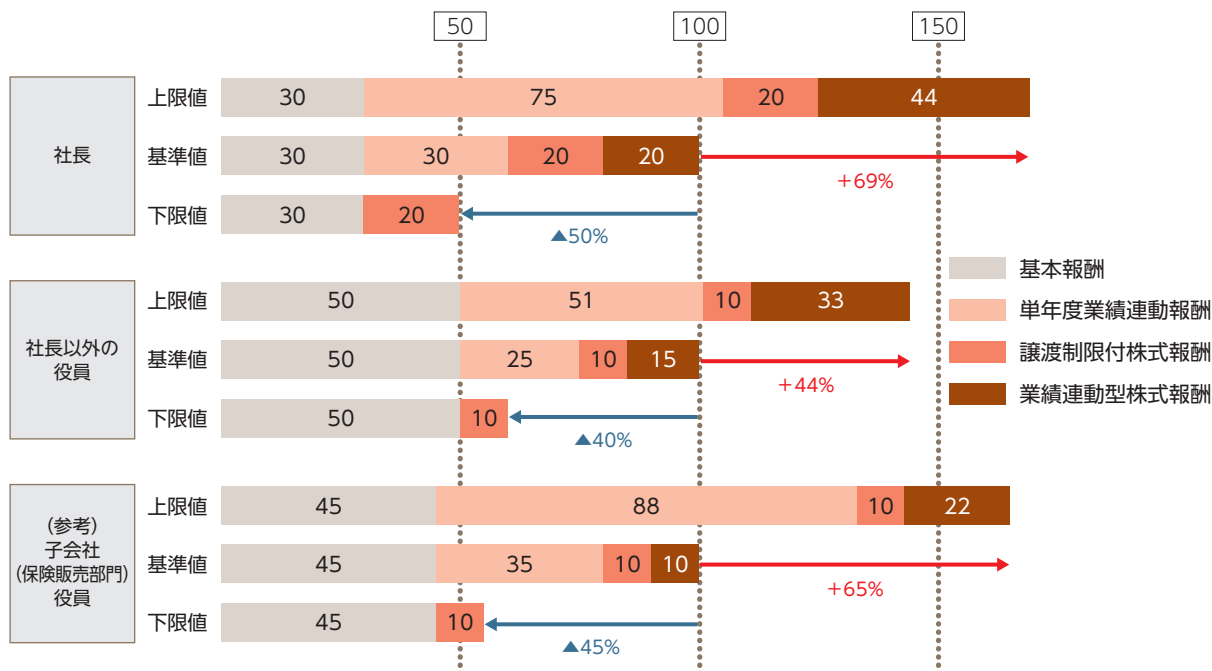
$$\begin{aligned}
 & \text{発行普通株式数} = \text{基準株式数} \times \text{業績評価係数} \\
 & \text{業績評価係数} = \left( \text{相対 T S R 達成度} + \text{グループ修正 ROE 達成度} + \text{グループ ROE V 達成度} \right) \times \text{CO}_2 \text{排出量等複数指標} \\
 & \hspace{10em} \text{企業価値指標及び財務指標達成度} \hspace{10em} \text{サステナビリティ指標達成度}
 \end{aligned}$$

※当初の業績評価係数については、①業績評価期間中の企業価値指標及び財務指標の達成度に応じて0～200%の範囲で設定した数値（割合）に、②業績評価期間中のサステナビリティ指標の達成度に応じて90～110%の範囲で設定した数値（割合）を乗算する形式で導入することを予定しておりますが、具体的には本議案で承認を受けた範囲内で、別途取締役会で決定することといたします。

なお、当社の取締役を兼務しない執行役員並びに一部の主要な当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）及び取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の制度を導入する予定であります。また、上記制度の導入背景に鑑み、上記制度導入後の執行役員等の報酬等は、従来の役位に基づく報酬体系から職責に応じた報酬体系への移行を予定しております。

### (執行役員等の報酬等のイメージ)

業績評価指標が基準値となった場合を100としています。



## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第6期定時株主総会及び2018年6月25日開催の第8期定時株主総会において、年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分年額7,200万円以内）とするとともに、そのうち、社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額を年額2億円を上限として設けることにつきご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、コーポレートガバナンスの高度化を図る上で期待される社外取締役の役割の増大、他の国内大手企業の報酬水準、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮の上、社外取締役の人財を確保するため有効な報酬水準とすること等を目的として、社外取締役分の報酬等の額のみを増額するべく、これを「年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分年額1億円以内）」に改定いたしたいと存じます。なお、社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額についての変更はありません。また、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の設定の件」にてご承認をお願いしております報酬枠は、上記とは別枠で設定するものであります。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役4名）であります。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち社外取締役分の額を改定する議案であります。当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（当該方針の内容は、本招集ご通知66頁に記載のとおりですが、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の設定の件」及び本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を40～41頁に記載の内容に変更する予定です。）に示しております社外取締役の報酬等の決定方針を踏まえ、上記の社外取締役となる人財の確保の要請、社外取締役の報酬額の水準、対象となる社外取締役の人数の水準、当社を取り巻く事業環境その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。



## (ご参考) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針の変更案

今般、役員報酬制度につき、より各役員の役割・責任の大きさや、求める期待値、業績の達成度合い等を公正に反映した内容とし、かつ、グローバル視点での人財獲得も視野に入れた設計とするための改定を行いました。これに伴い、当社の取締役会は、2022年6月開催予定の定時株主総会において、取締役の報酬に関する議案すべてが承認可決されることを条件に、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を、以下の内容に変更する旨を決議しております。

### 役員報酬決定方針

#### 1. 目的

本方針は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員（以下、総称して「役員」という。）の報酬に関する決定方針を定める。

#### 2. 基本方針および基本原則

役員報酬制度を当社グループビジョンの実現を担う役員に対する「公正な処遇」の重要な要素として位置付け、次の事項を基本方針および基本原則とする。

##### (1) 基本方針

- ア 中長期的な目線を持って、ステークホルダーとの価値共有を実現する仕組みであること
- イ 役割・責任の大きさおよびその発揮度合いを反映した、公正な報酬体系、適切な水準であること
- ウ 会社・個人業績と連動することで、各役員の貢献を評価し、グループとして重視する価値創造実現を後押しすること

##### (2) 基本原則

- ア 役割・責任に応じた適切な報酬設計  
各役員の総報酬は、役割・責任の大きさ、求める期待値、業績の達成度合い等を公正に反映した内容とする。また第一生命グループを支える人財を獲得・維持するために必要な制度設計とする。
- イ グループとして重視する戦略との整合  
中期経営計画をはじめとした第一生命グループの経営戦略・目標との整合性を確保する。
- ウ 会社・個人業績との連動  
業績向上に対する健全なインセンティブ強化として、単年度業績連動報酬や株式報酬制度を導入する。またその前提として、各役員が担う役割・責任の明確化とこれに基づく業績評価を行い、各役員の業績向上に対する貢献を的確に評価する。
- エ あらゆるステークホルダーとの利益共有  
中長期的な経営戦略に基づき定める指標を単年度業績連動報酬の評価に用いるほか、株式報酬制度を導入することで、お客さまや株主の皆さまをはじめとした様々なステークホルダーとの利益共有により、企業の持続的成長を通じた株主価値向上への一層強い意識付けを図るものとする。
- オ 適切かつ競争力ある報酬水準  
業種等を考慮した第三者による企業経営者の報酬に関する調査等を参照しつつ、適切な報酬水準を決定する。また採用国等を踏まえた、グローバル視点での人財獲得も視野に入れた設計とする。

#### カ 客観性・透明性の確保

役員報酬決定にあたっては、客観性を担保するために、社外委員を過半とする報酬諮問委員会にて審議のうえ、当社の取締役会にて決定する。

また、役員報酬に関する基本的な考え方その他の重要事項の積極的な開示等を通じて、役員報酬と企業価値向上との関連をチェックするために必要な情報提供を行い、株主をはじめとしたステークホルダーに対するアカウンタビリティを果たす。

#### 3. 手続き

役員の報酬に関する体系ならびに個別の報酬額について、報酬諮問委員会にて審議、取締役会にて決定する。

#### 4. 役員報酬の構成

役員（社外取締役を除く）の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬、単年度業績連動報酬（会社業績報酬、個人業績報酬）および株式報酬（譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬）にて構成する。また、各報酬の支給割合については、単年度業績連動報酬を会社として掲げる目標の達成と各役員の役割の達成に向けての動機付け、株式報酬を中長期的な経営目標の達成、企業価値向上へのインセンティブおよび株主との利益共有の実現と位置付けた上で、上記持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして適切に機能するよう定める。

役員のうち社外取締役については、基本報酬のみで構成する。また、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、取締役会長等の業務執行を行わない取締役については、単年度業績連動報酬および業績連動型株式報酬については対象外とする。

##### (1) 基本報酬

職責に応じた定額報酬

##### (2) - ①単年度業績連動報酬（会社業績報酬）

業績向上のインセンティブとして、中期経営計画をはじめとする第一生命グループの経営目標を踏まえ選定する指標における目標値の達成度に連動

##### (2) - ②単年度業績連動報酬（個人業績報酬）

各役員が担う役割の達成度に連動

##### (3) - ①株式報酬（譲渡制限付株式報酬）

中長期的な経営目標の達成、株主との利益共有を目的として、譲渡制限が付された株式を割当

##### (3) - ②株式報酬（業績連動型株式報酬）

企業価値向上へのインセンティブとして、中期経営計画をはじめとする第一生命グループの経営目標を踏まえ選定する指標における目標値の達成度合いに連動

#### 5. 報酬の支払時期等

(1) 基本報酬、会社業績報酬および個人業績報酬は、月例報酬とし、毎月支払う。

(2) 業績連動型株式報酬および譲渡制限付株式報酬は、年次報酬とし、取締役会で定める日に支給する。

#### 6. 制定・改廃

本方針は、報酬諮問委員会にて審議の上、取締役会がこれを定め、必要に応じて見直すものとする。

## ■ 監査等委員会の意見・各監査等委員の意見

当委員会は、第3号議案で提案されている取締役候補者について、別途定める当社の「コーポレートガバナンス基本方針」の内容、これに基づく取締役選任に係る基準、その基準の各候補者への適用等に係る指名諮問委員会での審議・検討プロセス等に関して検討を行いました。また、第6号議案で提案されている業績連動型株式報酬制度（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の導入、第7号議案で提案されている取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬についても、「コーポレートガバナンス基本方針」及び「役員報酬決定方針」の内容を踏まえた報酬諮問委員会の審議・検討プロセス等に関して検討を行いました。その結果、いずれの内容も、妥当であると判断いたしました。

なお、当委員会が第4号議案及び第5号議案に同意するにあたり、各監査等委員において検討がなされましたが、指摘すべき事項はございませんでした。

# 子会社株式の全部譲渡（現物出資）に係る契約承認の件

## 1. 提案の理由（本現物出資を行う理由）

当社は、海外生命保険子会社等の経営管理体制の基盤整備等を図るとともに、保険業法上の保険持株会社の要件のうち、総資産額に対する国内子会社の株式取得価額合計の比率（以下、「国内子会社比率」という。）が50%を超えるという要件を充足するために、当社の完全子会社である中間持株会社として第一生命インターナショナルホールディングス合同会社<sup>\*1</sup>（以下、「本中間持株会社」という。）を設立し、アジアパシフィック地域における子会社株式等を本中間持株会社へ移管してまいりました<sup>\*2</sup>が、当社の完全子会社であるProtective Life Corporation<sup>\*3</sup>（以下、「プロテクティブ」という。）の株式については、外国子会社合算税制（以下、「CFC税制」という。）上の保険委託者特例<sup>\*4</sup>が適用されないこと等から、追加の課税負担が発生すること等を踏まえて、本中間持株会社への移管を見送ってまいりました。

今般、税制改正によりCFC税制の保険委託者特例の対象が拡大することで課税面の課題が解消されることを受け、当社が保有するプロテクティブの株式を本中間持株会社に移管することといたします。これにより、国内子会社比率が大幅に上昇し、安定的に上記保険持株会社要件が充たされることとなります。その結果、今後海外の事業会社買収等を機動的かつ柔軟に実施することが可能となります。

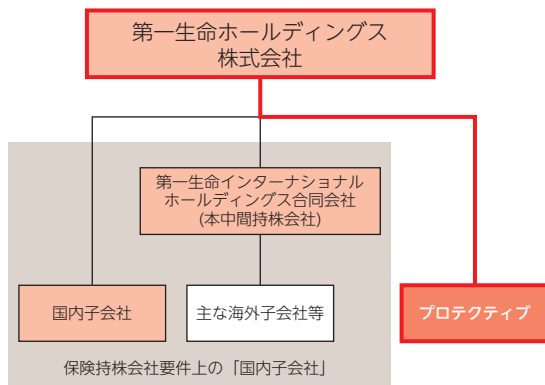
このため、当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、当社が保有するプロテクティブの全株式を現物出資の方式で本中間持株会社に対して譲渡すること（以下、「本現物出資」という。）を決定し、同日付で本中間持株会社との間で現物出資契約（以下、「本現物出資契約」という。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2（事業譲渡等の承認等）に従い、株主の皆さまに本現物出資契約についてご承認をお願いするものであります。なお、本現物出資の効力発生日は、本株主総会において承認が得られること及び米国の関係当局の認可等が得られることを条件として、2023年1月1日を予定しております。

- ※1 住所：東京都千代田区有楽町一丁目13番1号、代表社員：第一生命インターナショナル株式会社 職務執行者 甲斐章文
- ※2 2020年5月15日付「中間持株会社の設立について」、2020年6月9日付「中間持株会社の設立（子会社化）及び当該中間持株会社への当社海外子会社等株式等の一部移管に関するお知らせ」及び2020年12月9日付「中間持株会社への当社海外子会社等株式等の一部移管の実施に関するお知らせ」をご参照ください。
- ※3 住所：2801 Highway 280 South, Birmingham, Alabama 35223, USA、代表者：Richard J. Bielen
- ※4 CFC（Controlled Foreign Company）税制とは、外国子会社等を利用した租税回避を抑制するために経済的実体を伴わない外国子会社等の所得を日本の親会社等の所得とみなして合算し、日本で課税する制度です。CFC税制においては、日本の保険会社又は保険持株会社が保有する外国子会社等のうち、保険引受会社（保険委託者）と運営管理会社（保険受託者）のいずれかが税制上の実体的活動を伴わない場合であっても、それらを一体として実体があると判断される場合には、当該税制による課税の対象外とする保険委託者特例が認められています。今般の税制改正により日本の保険会社又は保険持株会社の傘下にある一定の中間持株会社が前述した外国子会社等を保有する場合にも当該特例の適用対象となり、プロテクティブの株式を本中間持株会社に移管した場合であっても、当該特例の適用対象となりました。

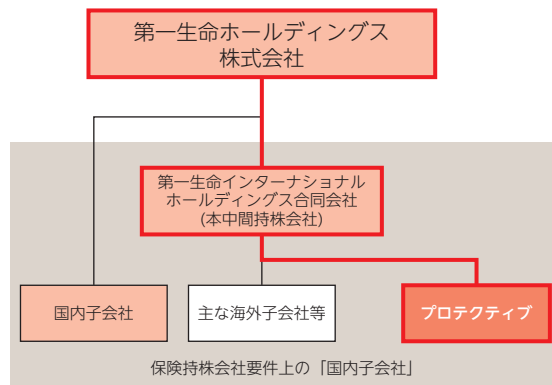
## (ご参考) 子会社株式の移管前後における体制イメージ

### 【移管前】



国内子会社比率(2022年3月時点)：約58%

### 【移管後】



国内子会社比率の見込み(2022年3月時点における試算)：約91%

## 2. 本現物出資契約の内容の概要

### 現物出資契約

第一生命ホールディングス株式会社（以下「DLHD」という。）及び第一生命インターナショナルホールディングス合同会社（以下「DLIHD」という。）は、DLHDからDLIHDに対する第1条で定義する本現物出資を実行することを目的として、以下のとおり本現物出資契約書（以下「本契約」という。）を締結する。以下、DLHD及びDLIHDを、個別に「当事者」といい、総称して「両当事者」という。

#### 第1条（現物出資）

両当事者は、2023年1月1日を効力発生日として、DLHDがDLIHDに対して、DLIHDの持分と引換えに、別紙記載の資産（以下「本資産」という。）を現物出資として給付する（本条に基づく現物出資を以下「本現物出資」という。）ことに同意する。但し、会社法第467条第1項第2号の2に基づくDLHDの株主総会の承認及び米国当局による認可等の取得を条件とし、2023年1月1日までにこれらの取得ができない場合には、効力発生日をかかる条件が成就した日の属する月の翌々月1日とする。

#### 第2条（本資産の価額）

本資産の価額は別紙記載のとおりとする。

#### 第3条（本現物出資に関する両当事者間の協力等）

両当事者は、本現物出資が2023年1月1日に発効し、完了するために、適用ある法令上必要となる一切の手続（必要な書類の作成及び締結並びに必要となる措置の実施を含む。）を協力するものとする。

#### 第4条（本現物出資の条件の変更又は解除）

本契約の締結日から第1条に規定する効力発生日に至るまでの間において、DLHD又はDLIHDの財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本現物出資の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、本契約の目的の達成が著しく困難となった場合その他の本契約の内容を変更又は解除する必要がある場合には、DLHD及びDLIHDは協議の上、本現物出資の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第5条（準拠法・言語・管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法としてこれに従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第6条（その他の事項）

前各条のほか、本契約に関連して発生する事項は、別途両当事者間の誠実な協議により決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、DLHD及びDLIHDがそれぞれ署名又は記名押印の上、各当事者が1通を保有する。

2022年4月28日

DLHD：東京都千代田区有楽町一丁目13番1号  
第一生命ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 稲垣 精二

DLIHD：東京都千代田区有楽町一丁目13番1号  
第一生命インターナショナルホールディングス合同会社  
業務執行社員 第一生命インターナショナル株式会社  
職務執行者 甲斐 章文

#### 別紙 本資産

資産の内容	価額
Protective Life Corporationの株式1,000株	605,457,466,654円 (2022年3月31日時点におけるDLHDの財務諸表に記録された帳簿価額であり、本現物出資の効力発生日までに当該価額に変更があれば変更後の額とする。)

### 3. 本現物出資契約に基づき当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

本現物出資は、当社が本中間持株会社に対しプロテクトティブ株式を現物出資し、当該株式の簿価（本現物出資の効力発生日時点の当社における簿価）と同額の本中間持株会社の出資持分を取得するものであり、対価の相当性があると判断しています。

以上

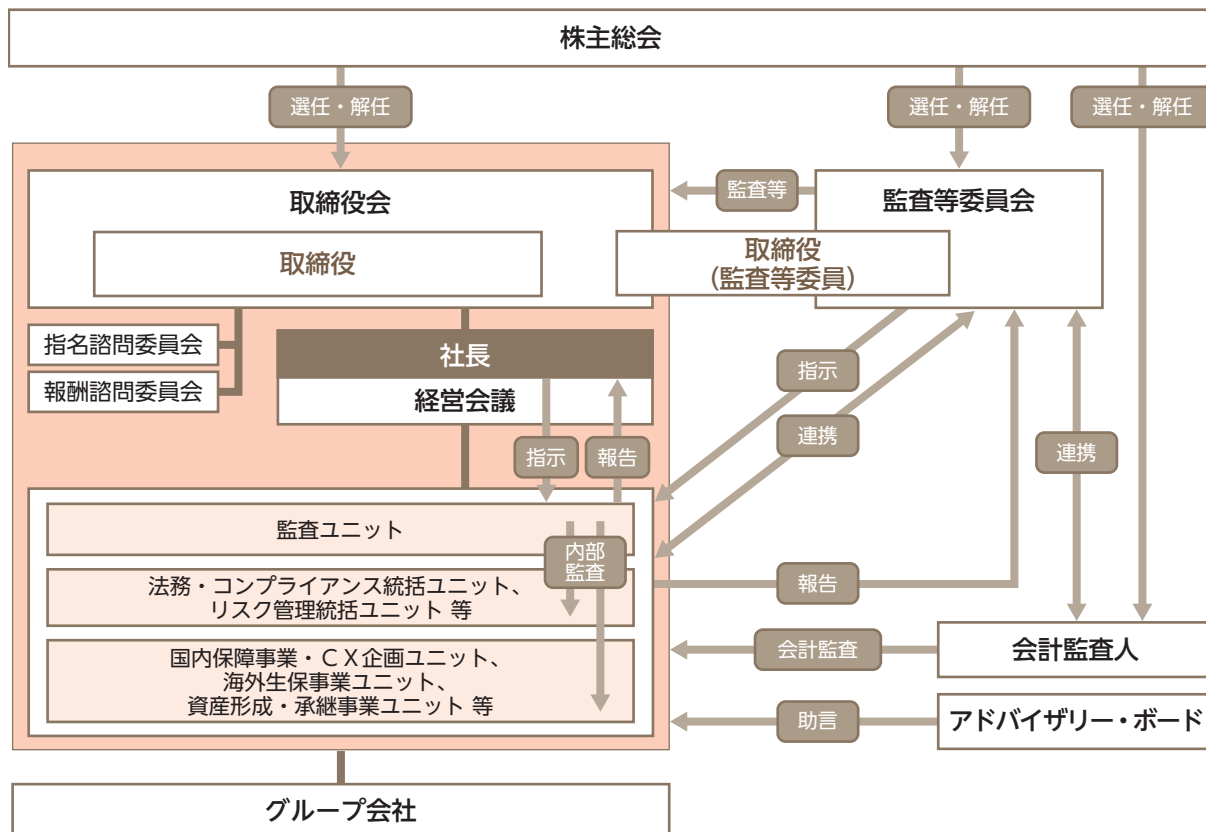
## ご参考 コーポレートガバナンスに関する取組み

### コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定を行うことを目的として、コーポレートガバナンス基本方針の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築します。

監査等委員会の設置に加え、社外取締役の選任（取締役の3分の1以上）及び任意の委員会の設置（過半数を社外委員で構成）等により、社外の視点も踏まえた実効的なコーポレートガバナンス体制を構築しています。

### コーポレートガバナンス体制図



## 取締役会 (2021年度：12回開催)

構成員：16名 うち独立社外取締役7名 (43.7%)

議長：取締役会長 (非業務執行取締役)

当社グループの経営戦略、経営計画等の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っています。経営を的確、公正かつ効率的に遂行するための知識及び経験を有する社内取締役と、監督機能を十分に発揮するための高い見識や豊富な経験と独立性を兼ね備えた社外取締役に構成し、社外取締役を原則として3分の1以上選任しています。加えて、取締役会のダイバーシティ (多様性) についても考慮しています。

## 監査等委員会 (2021年度：25回開催)

構成員：5名 うち独立社外取締役3名 (60.0%)

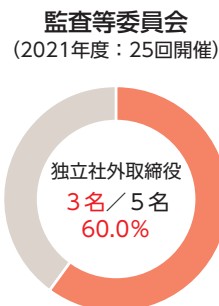
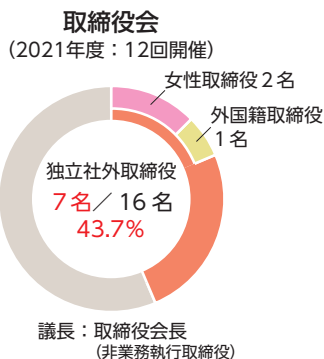
取締役会から独立した機関として、取締役の職務の執行、グループの内部統制システムの構築・運用状況等について、適法性・妥当性の観点から監査を実施しています。また、取締役等の選任・報酬に関する意見を述べることで、取締役会への監督機能を担っています。財務・会計・法務に関する十分な知見を有する者を含み、生命保険事業に関する知見を有する社内監査等委員と、高い見識や豊富な経験と独立性を兼ね備えた社外監査等委員で構成しています。

### ■主な審議テーマ

- 中期経営計画の遂行状況
- 内部統制態勢 (内部監査・リスク管理・コンプライアンス・反社会的勢力との関係遮断等) の整備・運用状況
- 子会社における経営品質刷新プロジェクトの対応状況
- 指名・報酬諮問委員会の審議内容
- 提携・買収案件の妥当性

### ■主な審議テーマ

- コーポレートガバナンスに係る取組み、経営管理・内部統制態勢の適正性・実効性
- 中期経営計画の遂行状況及び経営課題への取組み内容の妥当性・実効性
- 会計監査人との連携等を含む会計監査
- 取締役等の選任・報酬に関する意見形成





### 指名諮問委員会 (2021年度：6回開催)

構成員：6名 うち独立社外取締役4名 (66.6%)

議長：独立社外取締役

取締役会の諮問機関として、取締役の選解任において適格性の観点から確認を行い、委員会案を審議、決定の上、取締役会に付議しています。委員会は会長、社長及び社外委員にて構成し、社外委員は取締役会にて選任しています。また、独立性を確保するため、委員の過半数を社外委員としています。

#### ■主な審議テーマ

- 取締役候補者 (案)
- サクセッションプラン (後継者計画) に関する事項

### 報酬諮問委員会 (2021年度：12回開催)

構成員：6名 うち独立社外取締役4名 (66.6%)

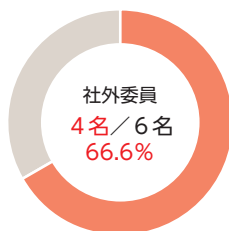
議長：独立社外取締役

取締役会の諮問機関として、取締役及び執行役員の報酬制度に関わる事項について、委員会案を審議、決定の上、取締役会に付議しています。委員会は会長、社長及び社外委員にて構成し、社外委員は取締役会にて選任しています。また、独立性を確保するため、委員の過半数を社外委員としています。

#### ■主な審議テーマ

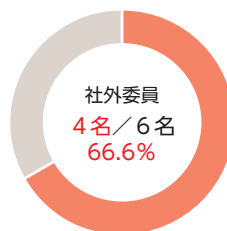
- 個人別の役員報酬額
- 譲渡制限付株式の割当て
- 役員報酬決定方針
- 役員報酬制度の改定

指名諮問委員会  
(2021年度：6回開催)



議長：独立社外取締役

報酬諮問委員会  
(2021年度：12回開催)



議長：独立社外取締役

## 取締役会実効性評価アンケートを活用した取締役会実効性向上に向けた取組み

コーポレートガバナンスの一層の強化に向け、取締役会の意思決定の有効性等を担保するため、取締役会具体的には、取締役会に加え、監査等委員会及び指名・報酬諮問委員会も含めたガバナンス体制全般について改善策を検討・実行しています。

その結果と改善策については、取締役会へ報告の上、当社ウェブサイトで開示しています。

2020年度		2021	
課題	改善策	課題	改善策
監督機能の強化、重要案件の議論の更なる充実	・ 上程すべき議案の更なる精査を実施し、事業戦略・M&A等の特に重要な案件についてより一層の審議時間を確保	モニタリングボードとしての更なる監督機能強化	・ 上程議案の ・ 取締役会 ・ 中期経営会に
社内外取締役のコミュニケーション充実	・ 取締役会以外のコミュニケーション機会として、取締役会事前説明、意見交換会、社外取締役ミーティングを実施	社内外取締役のコミュニケーションの更なる充実	・ 意見交換も活 なる増

### 【2020年度評価を踏まえた2021年度の具体的な改善取組みの例】

①中期経営計画の進捗モニタリングを以下のスケジュールにて実施



四半期毎の決算にあわせ、事業毎の進捗状況を、それぞれのKPIやロードマップをもとに、取締役会及び取締役会事前説明において、確認しました（計8回）。その際、追加のデータ提示を取締役が担当役員へ指示し、更なる議論が行われる等、適切なモニタリングが年間を通じて実施されました。また、モニタリングによって認識された課題を翌年度計画へ反映しています。

②監督機能強化の一環として、指委員メンバーではない社外取締役、適宜意見を表明いただいていた議論テーマに加え、取締役のサクセッション、報酬制度改定について、必要に応じ必要十分な議論を実施していま

指名諮問委員会

報酬諮問委員会

会の実効性に関する自己評価を2014年度より毎年実施し、翌年度以降の運営改善につなげています。関するアンケートを全取締役に対し無記名方式で行い、第三者機関にて集計・分析し、洗い出された課題

年度

改善策
案の更なる精査による監督に関わる議論機会、議論時間を重点的に確保会での論点を明示する等の資料レベル
営計画の進捗モニタリングを、取締役関わる複数の会議体で議論
換会やエグゼクティブ・セッション用したコミュニケーション機会の更増加

2022年度

課題	改善策
企業文化刷新に向けた取組み推進	・行動計画の策定と確実な遂行に向け取締役会において定期的にモニタリング
コーポレートガバナンス強化に向けた体制検討	・指名・報酬諮問委員会における委員メンバーではない社外取締役のオブザーバー参加を継続 ・取締役会構成等、ガバナンス体制の議論を継続
取締役会運営の更なる改善	・議論の充実化に向けて、議論のポイント等を明確化したサマリーの活用等を通じ、取締役に対し必要十分な情報を提供 ・上程テーマ・上程時期を精査の上、予め年間スケジュール化し、重要案件に注力 ・テーマに応じた少人数でのディスカッション等の実施による議論の深化



名・報酬諮問委員会について、役がオブザーバーとして参加しています。2021年度は例年実施指名諮問委員会については社外諮問委員会については役員報酬で追加で委員会を開催する等、す。

③社内外取締役のコミュニケーションの充実策として、取締役会事前説明・意見交換会を、原則取締役会の前後に実施しています。また、独立社外取締役会議（エグゼクティブ・セッション含む）も、年間を通じ複数回実施しています。

	2020年度	2021年度
	5回	6回
	8回	12回

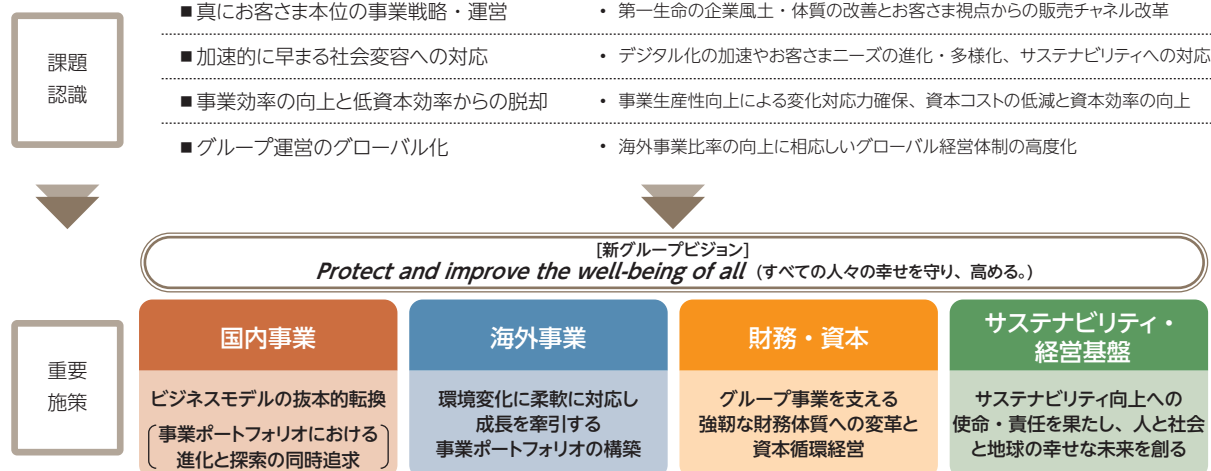
取締役会事前説明	重要案件等についての事前説明を実施	12回
意見交換会	モニタリングボードにふさわしい中長期、超長期も含めたテーマについて、十分な時間を確保の上、腰を据えた、自由闊達な議論を実施	15回
独立社外取締役会議	社外取締役のみの会議体	18回
エグゼクティブ・セッション	社外取締役からの要望を受け、要望テーマの担当役員が出席し意見交換を実施	4回

## 1 保険持株会社の現況に関する事項

### 1. 企業集団の事業の経過及び成果等

- 2021年度の世界経済は、前年度からの新型コロナウイルスの影響が和らいだこと等を背景に、先進国を中心に高い成長率となりました。行動制限の緩和で需要回復が進む一方、サプライチェーンの混乱や資源価格の上昇が生じ、多くの国でインフレ率が高まりました。このような中で日本経済は、行動制限が繰り返された影響から個人消費の回復が遅れ、先進国の中では緩やかな成長に留まりました。
- 金融環境は、年度前半には経済回復への期待等から株式市場の上昇が国内外で見られましたが、後半には米国の金融引締め加速が意識された他、2022年2月にはロシアがウクライナに侵攻し、投資家心理の悪化から株式市場は不安定に推移しました。一方、市場金利は、世界各国で上昇傾向に推移する中、日本の長期金利も上昇し、日本銀行が上限とする0.25%に達する局面がありました。
- 国内外において生命保険事業を中心に事業を展開する当社グループは、新型コロナウイルス禍においてお客さまや従業員の健康に配慮した業務運営を継続し、速やかな保険金及び給付金のお支払い等、保険事業者としての役割を果たしてきました。また、経営環境が大きく変化する中、2021年度より中期経営計画「Re-connect 2023」をスタートさせ、新グループビジョン「Protect and improve the well-being of all」を掲げ、4つの重点施策（国内事業、海外事業、財務・資本、サステナビリティ・経営基盤）を中心に事業を推進しました。

### <2021-2023年度中期経営計画「Re-connect 2023」における重点取組み>



## <業績等の状況>

- 営業活動の成果である新契約年換算保険料は、国内では新型コロナウイルス発生前の水準に向けて回復途上にありますが、前年度の感染拡大に伴う営業制約等からの反動もあり、大幅な増収となりました。海外は、前年度に引き続き順調に推移しました。その結果、年度末におけるグループの保有契約年換算保険料は、前年度末比で増加しました。
- 当社グループの実質的な利益指標であるグループ修正利益<sup>\*1</sup>は、年度前半を中心に金融環境が概ね安定的に推移したことが寄与し、増益となりました。国内生命保険事業では、第一生命において順ぎやの増加や金融派生商品損益が大幅に回復しましたが、一時的な費用の計上等により僅かに減益となりました。海外保険事業では、米プロテクティブにおいて新型コロナウイルスに伴う保険金支払いの増加等の影響がありましたが、前年度に繰り入れた貸倒引当金が経済環境等の改善を受けて戻入れに転じたこと等により増益となりました。その他事業では、主にグループ会社の非連結化により減益となりました。
- 親会社株主に帰属する当期純利益は、グループ修正利益の増益に加え、主に一時的な要因により大幅な増益となりました。具体的には、海外金利の上昇に伴い第一フロンティア生命における市場価格調整（MVA）<sup>\*2</sup>に係る責任準備金の戻入れが発生したことや、グループ通算制度の導入に伴う一時益が発生したこと等の要因がありました。
- 経済価値の企業価値を示すグループE E Vは、主に海外保険事業における増加により前年度末比で増加しました。グループ新契約価値は、第一生命における販売商品ミックスの悪化等の影響がありましたが、前年度比ほぼ横ばいとなりました。

### ● 連結業績の概況

項目	2020年度	2021年度	前年度比
グループ新契約年換算保険料	2,288億円	3,131億円	136.8%
グループ保有契約年換算保険料 <sup>*3</sup>	4兆546億円	4兆2,343億円	104.4%
親会社株主に帰属する当期純利益	3,637億円	4,093億円	112.5%
グループ修正利益	2,828億円	2,961億円	104.7%
うち国内生命保険事業	2,174億円	2,106億円	96.9%
うち海外保険事業	602億円	830億円	137.9%
うちその他事業	51億円	23億円	46.3%
グループE E V <sup>*3</sup>	6兆9,711億円	7兆1,509億円	102.6%
グループ新契約価値	1,271億円	1,266億円	99.6%

※1 グループ修正利益とは、株主還元の原因となる当社独自の指標であり、グループ各社の修正利益を合計したものです。各社の修正利益は、キャッシュベースの実質的な利益を示します。持株会社である当社は、各社から受け取る配当金等に基づき株主還元を行います。

※2 市場価格調整（MVA: Market Value Adjustment）とは、解約返戻金等の受取りの際に、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金額に反映される仕組みのことです。

※3 年度末の数値を記載しています。

## [Re-connect 2023] グループ重要経営指標 (KPI) の状況

- 中期経営計画の初年度にあたる2021年度のグループ重要経営指標は、年度前半を中心に金融環境が概ね安定的に推移したこと等を背景に、中期目標に向けて順調に進展しました。
- 資本効率を示すグループ修正ROE<sup>\*1</sup>は、グループ修正利益が増益となったこと等から、8.0%となりました。グループROEV<sup>\*2</sup>は、保険前提を見直した他、金利上昇に伴い含み益が減少したこと等が影響し、4.9%となりました。
- リスクプロファイル変革に向けた市場関連リスク削減は、第一生命において合計約3,900億円のリスク削減を実施し、順調に進捗しました。その結果、財務健全性を示す資本充足率(ESR)は、経済価値資本であるグループEEVの成長等も寄与し、目標水準を上回る225%(概算値)となりました。
- 市場評価を示す相対TSR<sup>\*3\*4\*5</sup>は、当社グループの中期経営計画における重点施策の推進や2021年度業績等を背景に、競合10社との比較で第2位となりました。

	重要経営指標(KPI)	中期経営計画(2023年度) 目標水準	中長期の方向性	2021年度実績
資本効率(会計利益)	グループ修正ROE (グループ修正利益ベース)	8%程度	9%程度(2026年度目標)	8.0%
資本効率(経済価値)	グループROEV	中期的に目指す姿として: 平均8%程度(2026年度目標)		4.9%
リスクプロファイル変革	市場関連リスク削減 (対21/3末 金利・株式リスク)	リスク量削減△5,600億円 (金利・株式リスク約20%相当)	追加金利リスク削減△2,600億円 (~26年度・21/3末~累計約8,200億円)	約△3,900億円
財務健全性(経済価値)	資本充足率(ESR)	中長期的に170~200%水準の安定確保 金融市場感応度の縮減		22/3末(概算値) 225%
市場評価	相対TSR (株主総利回り)	国内外の競合10社とのパフォーマンス比較において 相対的な優位性を築く		第2位

- ※1 グループ修正ROEは、「修正利益÷〔純資産－のれん・確定利付資産含み損益(税後)・市場価格調整(MVA)関連損益累計(税後)等〕にて算出します。
- ※2 ROEVとは、Return on Embedded Valueの略語で、EVの増加額を生命保険会計の特殊性を考慮した利益と見做し、企業価値の成長性を測定する指標です。
- ※3 TSRとは、Total Shareholder Return(株主総利回り)の略語で、キャピタルゲインとインカムゲインを合わせた株主にとっての総合投資利回りを指します。
- ※4 相対TSRは、以下の合計10社との比較です。(HDとは、ホールディングスの略語です。)
- 国内保険会社5社: かんぽ生命保険、T&DHD、東京海上HD、MS&ADインシュアランスグループHD及びSOMPOHD  
グローバルで生命保険事業を展開し、日米市場等で当社グループと競合関係にある会社5社: Aflac、AXA、Manulife、MetLife及びPrudential(米国)
- ※5 2022年4月1日時点当社集計値です。

## 国内事業

### 2021年度の取組み

■ 国内事業では、中期経営計画において、顕在化する社会課題の解決とデジタル化や非接触を前提とした商品・サービスの改革を目指しています。従来の保険事業から拡大した4つの領域（保障、資産形成・承継、健康・医療、つながり・絆）での体験価値（CX<sup>\*</sup>）をお客さまにお届けするCXデザイン戦略を通じて、すべての人々の“well-being（幸せ）”に貢献する取組みを推進しました。

第一生命では、デジタル空間の中でお客さまとの日常的なコミュニケーションを生み出す情報サイト「ミラシル」を開設しました。「ミラシル」ではお客さまの興味・関心に沿った情報配信や、オンラインでの保険相談が可能であり、今後もサービスを順次拡充していきます。



※ Customer Experienceの略語。お客さまが商品・サービスを通じて体験する価値を意味しています。

### < 4つの体験価値（保障、資産形成・承継、健康・医療、つながり・絆） >

#### 「保障」

■ 「プロテクションギャップ（必要保障額と実際の加入保障額との差）」や「社会保障制度に対する不安」といった社会課題の解決に向けて、持病がある方や健康に不安のある方にも加入いただきやすい「入院一時金保険（限定告知型）」の発売（第一生命）や医療保険商品の改定（ネオファースト生命）等、商品・サービスの拡充に取り組みました。また、第一スマート少額短期保険が営業を開始し、新ブランド「デジホ」として「特定感染症保険」等を提供することを通じ、ミレニアル世代やZ世代に代表される若年層に対するアプローチを強化するとともに、同世代のプロテクションギャップの解消に取り組みました。



## 「資産形成・承継」

- 人生100年時代の到来に伴う「老後の生活資金への不安」や「次世代への資産承継」といった社会課題の解決に向けて、第一フロンティア生命では、お客さまの幅広い資産形成・承継ニーズに対応する新商品の投入を機動的に行いました。第一生命では、団体年金分野において、法人のお客さまの多様な資産運用ニーズに応える特別勘定商品のラインナップを強化した他、団体年金に加入する従業員の利便性を高めるために、年金資産の見える化やロボアドバイザー機能を提供するデジタルサービス「DCのサプリ」の提供に引き続き取り組みました。また、より日常からお客さまとの接点を拡充することを目的に、住信SBIネット銀行株式会社及び楽天銀行株式会社が提供するデジタルサービスを活用する方針を決定しました。

## 「健康・医療」

- 「国や健康保険組合の医療費増加」、「平均寿命と健康寿命のギャップ拡大」といった社会課題の解決に向けて、当社グループでは、将来の医療費適正化や効率的な保健事業運営をワンパッケージで支援する健康保険組合向けサービス「Healstep®（ヘルステップ）」を開始しました。今後もお客さまの声を踏まえた提供サービスの更なる拡充に取り組んでいきます。



## 「つながり・絆」

- 地域社会等における「コミュニティの希薄化」といった社会課題の解決の他、様々な視点から新たなお客さまの体験価値創出に取り組んでいます。第一生命は、地域が抱える課題に真摯に向き合い、全国の拠点において、自治体や地元企業と連携した取組みを展開しました。また、当社は、DXによる新たな顧客体験の共創とヘルスケア領域を中心とした社会課題の解決を目的に株式会社ディー・エヌ・エーと業務提携契約を締結し、女性向けWebサービス「ハレトケ」やダイエットサポートアプリ「カラダモ」の提供を開始しました。

## 海外事業

### 2021年度の取組み

- 海外事業は、当社グループの持続的な成長の牽引役として、現在、先進国市場及び新興国市場計8ヶ国で事業を展開しています。中期経営計画では、新たなビジネスの探索（イノベーション）を含めた更なる地域・事業分散を通じて、経営環境の変化に対応しつつ、グループ資本効率の改善に向けた取組みを推進しています。



- 米プロテクトティブでは、前年度に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大を主因とする保険金支払いの増加に適切に対応し、主力の保障性商品や年金商品の販売拡大に取り組みました。また、損害保険分野であるアセットプロテクション事業において、米国内で同業のAUL Corp（以下、「AUL社」という。）の買収を決定しました。AUL社はプロテクトティブの既存事業と補完性が高く、事業分散・収益安定化に加え資本効率の改善への貢献が期待されます。
- 豪TALは、同国の保障性商品市場におけるリーディングプレイヤーとして、適切な料率設定に基づく新商品展開や、前年度に収支が悪化した一部の団体契約に対する保険料率の更新等により、基礎的な収益力の改善に取り組みました。また、2018年度に買収したAsteron Life（旧Suncorp Life）の統合プロセスを完了するとともに、同国の大手銀行グループの一角であるWestpacグループの生命保険子会社であるWestpac Lifeの買収を決定しました。これにより、TALの保障性商品市場における事業基盤は更に強固となり、グループ収益やリスクプロファイルの改善等への貢献が見込まれます。
- 新興国市場の各社では、第一生命ベトナムにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大による主要都市の社会的隔離措置（ロックダウン）に伴う営業活動への影響がありましたが、個人代理人と銀行の販売チャネル分散や、デジタルサービスの強化に取り組むことで成長を実現しました。また、新規に事業を展開するカンボジア・ミャンマー他、その他各国（インド・インドネシア・タイ）においても、各国情勢を踏まえた適切な業務運営を行いました。

### グローバル・経営体制の強化

- 当社グループでは、これまでの事業ポートフォリオのグローバル化の進展、今後の更なる発展を見据え、グローバル経営体制の強化に取り組んでいます。その一環として、中間持株会社である第一生命インターナショナルホールディングスに、海外事業戦略や人財戦略に関する助言を行う機関であるGSB（グローバル・ストラテジー・ボード）を設置しました。GSBには海外地域統括子会社の経営層も参画し、グローバルな視点から議論を行っています。

# 財務・資本政策

## 資本循環経営の実践

- 当社グループは、財務健全性を維持しつつ、持続的な企業価値向上と株主還元の更なる充実を目指して、ERM<sup>※1</sup> (Enterprise Risk Management) の枠組みに基づく資本政策運営を行っています。中期経営計画では、規律ある成長投資や機動的かつ柔軟な株主還元の実践を通じて、これまでのERMサイクル(利益・資本・リスク)を進化させた「資本循環経営」<sup>※2</sup>を実践し、持続的な成長を目指します。



## リスクプロファイルの変革に向けた市場関連リスク削減の取組み

- 当社グループでは、資本コストの低減とリスク・リターンの向上を通じた資本効率の改善を目指し、市場関連リスクに偏りのある現在のリスクプロファイルの変革に積極的に取り組んでいます。保険リスク中心のリスクプロファイルを中長期的に目指す姿として、中期経営計画では第一生命における金利・株式リスク量の削減目標をグループ重要経営指標に設定し、取組みを推進しています。
- 2021年度の第一生命における市場関連リスク削減の取組みは、年度前半を中心に金融環境が概ね安定的に推移したことも追い風となり、計画を上回って順調に進捗しました。金利リスクの削減に向けた取組みとして、超長期債券の継続的な購入や入替え、過去に販売した高予定利率の個人保険契約に関わる財務的なリスクを外部の再保険会社に移転する出再取引等を行いました。また、株式リスクの削減に向けて、保有する国内株式の売却や、デリバティブを活用したヘッジポジションの構築等を行いました。これらの取組みにより、金利・株式リスク量は、前年度末から合計約3,900億円<sup>※3</sup>減少しました(経済変動要因を含めた場合、約4,600億円(概算値)の減少)。リスクプロファイルの変革に向けて、リスク削減に引き続き取り組んでいきます。

※1 ERMとは、事業におけるリスクの種類や特性を踏まえ、利益・資本・リスクの状況に応じた経営計画・資本政策を策定し、事業活動を推進することを指します。

※2 「資本循環経営」とは、事業運営を通じて稼働した資本や、リスク削減によって解放された資本を財源として、財務健全性を確保しつつ、より高資本効率・高成長事業へと資本を再配賦することで資本・キャッシュ創出の好循環を生み出し、企業価値向上を目指す考えです。

※3 2020年度中に前倒しとして実施したデリバティブを活用した株式ヘッジポジションの構築について、2021年度の市場関連リスク削減額に含めています。

# サステナビリティ・経営基盤

## 持続的社会的実現に向けて

- 当社グループが追求するすべての人々の幸せは、持続的社会的な実現があってこそ実現するものであり、その持続的社会的な実現を事業運営の大前提と位置付けています。気候変動への対応の他、あらゆる人々の人権や多様性の尊重といった地域・社会的な持続性確保に関する重要なサステナビリティ課題の解決に向けて取り組んでいます。

## 気候変動への対応

### <事業会社としての取組み>

- 当社グループでは、CO<sub>2</sub>排出量に関して、グループ全体で2025年度までに50%削減、2040年度までにネットゼロ（いずれも2019年度比）を達成する中長期目標<sup>\*1</sup>を設定しており、国際的なイニシアティブ「RE100<sup>\*2</sup>（Renewable Energy 100%）」へ第一生命が加盟する等、脱炭素社会的な実現に向けた取組みを進めています。2021年度は、第一生命の保有不動産における長期安定的な再生可能エネルギーでの電力確保に向け、オフサイトコーポレートPPA<sup>\*3</sup>のサービス契約を本邦金融機関で初めて締結しました。また、気候変動が生命保険事業に与える影響として、当社グループでは、保険金・給付金支払いに関するリスク把握の取組みを進めています。2021年度は、第一生命の死亡保険金のお支払い実績等を用いた全国の最高気温と死亡発生の統計学的分析に基づき、気候変動による将来の死亡保険金増加への影響の試算結果を開示しました。現時点では、死亡保険金増加への影響は限定的との結果ですが、今後も分析の高度化に取り組んでいきます。

※1 スcope 1（当社自らの直接排出）及びscope 2（他社から供給された電気などの使用に伴う間接排出）を対象とした削減目標です。

※2 RE100とは、「事業活動で消費するエネルギーを100%再生可能エネルギーで調達すること」を目標とする国際的イニシアティブです。

※3 オフサイトコーポレートPPAとは、需要場所から離れた場所に発電設備を設置し、発電した電力を需要場所に供給する電力調達方法です。発電場所から需要場所へは小売電力事業者を介して電力を供給します。

### <機関投資家としての取組み>

- 第一生命では、幅広い資産を中長期に保有する「ユニバーサルオーナー」として、ESG投資を資産運用の柱として位置付け、運用収益の獲得と気候変動をはじめとする社会課題解決の両立を目指しています。同社では、2020年度よりネットゼロ・アセットオーナー・アライアンス<sup>\*1</sup>に加盟し、資産運用ポートフォリオにおけるCO<sub>2</sub>排出量を2025年までに25%削減、2050年までにネットゼロ（いずれも2019年度比）を達成する目標<sup>\*2</sup>を掲げ、エンゲージメントや課題解決に資する投融資を通じてカーボンニュートラルな社会的な実現に向けて取り組んでいます。2021年度は、投資用不動産における再生可能エネルギー100%化の実現をはじめ、投資先のうち排出量上位50社へのエンゲージメント強化、ESGテーマ型投資における気候変動問題の解決に資する投融資の積極化等、目標達成に向けた取組みを着実に進捗させました。また、同社は2021年4月に、グローバルな金融業界全体の脱炭素化を目指す戦略フォーラムであるGFANZ（Glasgow Financial Alliance for Net Zero）のCEOプリンシパルメンバーにアジアで初めて選出されました。2050年までに投融資先における温室効果ガス排出量のネットゼロを達成するべく、45ヶ国・約450の賛同金融機関をリードする役割を担います。

※1 2050年までにカーボンニュートラルのポートフォリオへの移行を目指す機関投資家団体です。

※2 上場株式、社債、不動産に対する削減目標です。

## 人財・ダイバーシティ&インクルージョン・人権尊重

- 当社グループでは、多様な人財の活躍が会社の持続的な成長に繋がると考えています。一人ひとりの個性が発揮できる風土の醸成を加速させ、企業としての価値創造に繋げていくべく、国内においては内勤管理職における非「男性・新卒採用・日本人」の比率を「ダイバーシティ比率\*」と定義し、多様性を尊重していくという価値観の下、この比率を高めていきます。その中で、女性活躍推進に向けては、経営の意思決定に常時女性が参画している状態を目指し、2024年4月時点で組織長の女性比率\*を30%（2022年4月時点において17%）とする目標を設定し、取組みを推進しています。
- 当社グループでは、グループ企業行動原則（D S R 憲章）及び第一生命グループ人権方針において基本的な人権の尊重を表明しています。諸外国や国際機関での人権に関する法制化等の環境変化に対応するため、本グループ人権方針に基づき、C S A等のフレームワークを用いた人権リスクの特定と影響の評価、是正・救済策等の着実な実行を通じて、グループ各社における人権デューデリリジェンスの取組みを進めています。

※ 当社及び国内生命保険3社（第一生命、第一フロンティア生命、ネオファースト生命）合計です。

## サステナビリティガバナンス

- 当社グループでは、2021年度より、非財務分野に係るグループ横断的な方針・戦略や対外コミットメントを含む効果的な情報発信の検討を目的とした「グループサステナビリティ推進委員会」を新設しています。2021年度は、気候変動への対応やダイバーシティ&インクルージョン推進、人権尊重等の取組方針の検討や取組状況のモニタリングを行うとともに、当社グループの価値創造プロセスの深化に向けた検討等を行いました。また、当社グループでは、サステナビリティの重要課題を含めた非財務目標について、第一生命をはじめとする一部の国内グループ会社の役員報酬に関わる評価指標として設定していますが、2022年度より、当社の役員報酬に関わる評価指標への反映や国内グループ各社における評価指標の更なる拡充等を通じて、サステナビリティガバナンスの高度化を図っていきます。

## 対処すべき課題

- 当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルスの感染拡大を端緒として、生命保険の必要性が再認識された一方、お客さまの価値観・ニーズの多様化やデジタル化の進行といった社会変容が加速する等、大きく変化しています。今後、当社グループがコロナ後のニューノーマルな世界において持続可能性を高めるためには、従来の延長線ではない変革への挑戦が必要になります。こうした環境認識の下、当社グループは中期経営計画「Re-connect 2023」を2021年度よりスタートさせました。「Protect and improve the well-being of all」という新たなグループビジョンの実現に向け、お客さま視点で一人ひとりに最適な体験価値（C X）をお届けするとともに、私たちの事業の大前提である地域・社会の持続性確保にも積極的に取り組んでいきます。



- 国内事業では、第一生命を中心にビジネスモデルの転換を目指しています。2021年度は、デジタル空間の中でお客さまとの日常的なコミュニケーションを生み出す情報サイト「ミラシル」を開設しました。今後、デジタルと生涯設計デザイナー等のリアルチャネルを融合し、お客さまが欲しいものを、欲しい時に、自然な形で利用できるOMO（Online Merges with Offline）の早期実現に向けて積極的に取り組んでいきます。同時に、生涯設計デザイナー体制は、2021年度より採用方針を大きく見直しており、今後は新人層の育成体制や給与制度を改定し、お客さまから選ばれる高能率チャネルへの変革に取り組みます。第一生命では、金銭に係る不正行為撲滅に向けた経営品質の刷新が引き続き最重要課題の1つです。「経営品質刷新プロジェクト」を中心に、再発防止策及びその実効性、そして内部統制の一層の強化を図っています。そのような中、2021年度に新たな不正事案が判明したことは極めて遺憾であり、プロジェクト内部に新たなワーキンググループを設置してご高齢のお客さまへの契約確認を実施する等、お客さまの安心の確保に向けて、より抜本的な取組みを進めています。引き続き一つひとつの取組みについて、全組織、全役職員がその意義・重要性を強く認識し、継続的かつ中長期的な視点を持ちつつ、確実に実行・実現していくことで、お客さまからの信頼にお応えできる組織を築いていきたいと考えています。
- 海外事業では、米国を中心に保険金支払いが増加する等、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が続いていますが、引き続き当社グループの成長の牽引役としての位置付けは変わりません。2021年度は、中期経営計画の厳格な資本規律の下で、先進国の米・豪で戦略的なM&Aを実現しました。いずれも資本コストを上回る資本効率が見込まれる魅力的な案件です。今後も、事業ステージに応じた成長戦略の遂行と新たなビジネスの探索（イノベーション）を通じて、収益力と資本効率の向上に取り組んでいきます。
- 当社グループは、今中期経営計画において財務・資本戦略を刷新しました。リスクプロファイルの変革に向けた市場関連リスクの削減は、金融環境の後押しもあり順調に進捗していますが、資本コストを上回る資本効率の早期達成に向けて、今後も取組みを着実に進展させていきます。株主還元は、生命保険事業の特性である長期安定した収益性に相応しい、安定した現金配当を基本としつつ、資本充足率（ESR）やキャッシュフローの状況、戦略的な投資機会の有無等を勘案し、自己株式取得等による機動的・柔軟な追加還元を検討します。グループ利益の持続的な成長と資本・キャッシュ創出力の強化により、株主還元の充実を図っていきます。
- 地域・社会の持続性確保に向けた対応は、これまで主に国内の中核会社である第一生命を中心に行ってきましたが、2021年度は気候変動への対応やダイバーシティ&インクルージョン、人権尊重等について、他の国内外グループ会社も含めたグローバルレベルでの取組みを加速させました。今後もグループサステナビリティ推進委員会等を通じ、グループ各社に対してサステナビリティ経営をより一層浸透させ、グループ各社における目標設定やアクションプランの策定に取り組んでいきます。
- 当社グループは、2022年に創業120周年を迎えます。私たちは「一生涯のパートナー」として、将来に渡って、すべての人々が世代を超えて安心して満ち、豊かで健康な人生を送れるwell-being（幸せ）に貢献し続けられる存在でありたいと考えています。また、私たちが追求するすべての人々の幸せは、持続的社會があってこそ実現するものと考えています。この両方を実現するために、引き続きグループ一体となって取り組んでまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 企業集団の主要な借入先の状況

部門名	会社名	借入先	借入金残高
国内生命保険事業	第一生命保険株式会社	シンジケート・ローン（注2）	百万円 325,000
海外保険事業	Protective Life Corporation	株式会社みずほ銀行	68,956
		シンジケート・ローン（注3）	31,630
	TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd	Bank of America, N.A.,	47,321
その他事業	当社	株式会社みずほ銀行	250,000

（注1）当社並びに連結される子会社及び子法人等を記載しております。

（注2）32社からの協調融資であり、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

（注3）Regions Bankが組成する信用供与契約に基づくシンジケート団による22社からの協調融資であります。

## 3. 企業集団の資金調達の状況

部門名	会社名	資金調達の内容・金額
海外保険事業	Protective Life Corporation	2021年11月に米ドル建てシニアローン借入6億ドルを行いました。
その他事業	当社	2021年9月にシニアローン借入2,500億円を行いました。 2021年12月に永久劣後特約付社債800億円を発行いたしました。

（注）当社並びに連結される子会社及び子法人等を記載しております。

## 4. 企業集団の設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

（単位：百万円）

部門名	金額
国内生命保険事業	157,222
海外保険事業	6,875
その他事業	5
計	164,102

（注1）当社並びに連結される子会社及び子法人等を記載しております。

（注2）設備投資は、投資用及び営業用に係るものであります。

### ロ. 重要な設備の新設等

内容	金額
DNタワー21 共同所有者の持分取得	—

（注1）事業所名は2022年4月取得完了により第一生命日比谷ファーストに変更しております。

（注2）金額については、契約相手方との取決めにより開示を控えさせていただきます。

## 5. 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
第一生命保険(株)	東京都千代田区	生命保険業	2016年4月1日	60,000百万円	100.0% (100.0%)
第一フロンティア生命保険(株)	東京都品川区	生命保険業	2006年12月1日	117,500百万円	100.0% (100.0%)
ネオファースト生命保険(株)	東京都品川区	生命保険業	1999年4月23日	47,599百万円	100.0% (100.0%)
第一生命インターナショナルホールディングス(同)	東京都千代田区	海外生命保険子会社等の経営管理及びその他付帯業務	2020年6月22日	5百万円	100.0% (100.0%)
Protective Life Corporation	アメリカ・バーミングハム	生命保険業及び保険関連事業	1907年7月24日	10米ドル	100.0% (100.0%)
TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd	オーストラリア・シドニー	生命保険業及び保険関連事業	2011年3月25日	2,130百万豪ドル	0% (100.0%)
TAL Dai-ichi Life Group Pty Ltd	オーストラリア・シドニー	他の事業者の経営に関する相談に 応ずる業務	2011年3月25日	2,270百万豪ドル	0% (100.0%)
TAL Life Limited	オーストラリア・シドニー	生命保険業	1990年10月11日	654百万豪ドル	0% (100.0%)
Asteron Life & Superannuation Limited	オーストラリア・シドニー	生命保険業	1996年6月14日	804百万豪ドル	0% (100.0%)
Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited	ベトナム・ホーチミン	生命保険業	2007年1月18日	76,975億ベトナム ドン	100.0% (100.0%)
Dai-ichi Life Insurance (Cambodia) PLC.	カンボジア・プノンペン	生命保険業	2018年3月14日	33百万米ドル	100.0% (100.0%)
Dai-ichi Life Insurance Myanmar Ltd.	ミャンマー・ヤンゴン	生命保険業	2019年5月17日	49百万米ドル	0% (100.0%)
Dai-ichi Life Reinsurance Bermuda Ltd.	英領 バミューダ	再保険業	2020年9月25日	65百万米ドル	100.0% (100.0%)
Star Union Dai-ichi Life Insurance Company Limited	インド・ ナビムンバイ	生命保険業	2007年9月25日	2,589百万イン ドルピー	0% (45.9%)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
PT Panin Internasional	インドネシア・ ジャカルタ	他の事業者の経営 に関する相談に 応ずる業務	1998年7月24日	10,225億インドネ シア ルピア	0% (36.8%)
PT Panin Dai-ichi Life	インドネシア・ ジャカルタ	生命保険業	1974年7月19日	10,673億インドネ シア ルピア	5.0% (100.0%)
OCEAN LIFE INSURANCE PUBLIC COMPANY LIMITED	タイ・バンコク	生命保険業	1949年1月11日	2,360百万タイ バーツ	0% (24.0%)
企業年金 ビジネスサービス(株)	大阪府大阪市	企業年金の制度 管理業務(契約・ 加入者・収支の 管理事務等)	2001年10月1日	6,000百万円	0% (50.0%)
アセットマネジメントOne(株)	東京都千代田区	投資運用業、投資 助言業、第二種 金融商品取引業、 商品投資顧問業	1985年7月1日	2,000百万円	49.0% (49.0%)
ジャパンエクセレント アセットマネジメント(株)	東京都港区	投資運用業	2005年4月14日	450百万円	0% (36.0%)

(注1) 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。

なお、Protective Life Corporation傘下の50社、TAL Dai-ichi Life Australia Pty Ltd傘下の20社のうち、TAL Dai-ichi Life Group Pty Ltd、TAL Life Limited、Asteron Life & Superannuation Limited以外の17社、Dai-ichi Life Insurance Company of Vietnam, Limited傘下の1社、PT Panin Internasional傘下の3社のうち、PT Panin Dai-ichi Life以外の2社、アセットマネジメントOne(株)傘下の7社は記載を省略しております。

(注2) 当社が有する子会社等の議決権比率の( )内は、間接議決権割合を含めた場合の割合であります。

なお、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合を含んでおります。

## 6. 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

## 7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2 会社役員に関する事項

### 1. 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
渡邊 光一郎	取締役会長	第一生命保険株式会社 取締役会長	
稲垣 精二	代表取締役社長	第一生命保険株式会社 代表取締役社長	
寺本 秀雄	代表取締役副会長執行役員 〔管掌〕 ITビジネスプロセス企画ユニット 〔担当〕 イノベーション推進ユニット		
菊田 徹也	代表取締役専務執行役員 〔管掌〕 海外生保事業ユニット（北米地域以外に関する事項）、資産形成・承継企画ユニット（運用子会社等以外に関する事項） 〔担当〕 海外生保事業ユニット（北米地域に関する事項）、資産形成・承継企画ユニット（運用子会社等に関する事項） 〔委嘱〕 北米事業本部長		
庄子 浩	取締役常務執行役員 〔担当〕 主計・経理ユニット		
明石 衛	取締役常務執行役員 〔担当〕 国内営業企画ユニット、CXデザイン戦略に関する事項	第一生命保険株式会社 取締役常務執行役員	
隅野 俊亮	取締役常務執行役員 〔担当〕 経営企画ユニット		
ジョージ・オルコット	取締役（社外役員）	キリンホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社デンソー 社外取締役	
前田 幸一	取締役（社外役員）	株式会社NTTファシリティーズ 顧問	
井上 由里子	取締役（社外役員）	日本信号株式会社 社外取締役	
新貝 康司	取締役（社外役員）	株式会社エクサウィザーズ 社外取締役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役	
長濱 守信	取締役（上席常勤監査等委員）	第一生命保険株式会社 取締役 積水化成工業株式会社 社外監査役	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
近藤 総一	取締役（常勤監査等委員）	アイダエンジニアリング株式会社 社外監査役	当社の収益管理部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
佐藤 りえ子	取締役（監査等委員）（社外役員）	石井法律事務所 パートナー J.フロントリテイリング株式会社 社外取締役 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 社外取締役（監査等委員） 三菱商事株式会社 社外監査役	
朱 殷 卿	取締役（監査等委員）（社外役員）	株式会社コアバリューマネジメント 代表取締役 双日株式会社 社外取締役	
増田 宏一	取締役（監査等委員）（社外役員）	株式会社第四北越フィナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員）	公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注1) 当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）であるジョージ・オルコット、前田幸一、井上由里子、新貝康司、佐藤りえ子、朱殷卿及び増田宏一の7氏を、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。

(注2) 管掌の定義：所管する部門の担当役員に対して、全般的立場から助言・指導を行い、所管する各部門間の連携を推進することによって、自己の所管する分野で社長を補佐しております。

(注3) 取締役である長濱守信及び近藤総一の2氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、当社グループの規模及び事業の特性に鑑み、当該事業に係る知見を有する者による情報収集及び重要な会議への出席並びに内部監査部門等との密接な連携を通じ、監査・監督機能の実効性を高めるためであります。

## 2. 会社役員に対する報酬等

### イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

(ア) 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として、報酬諮問委員会にて審議の上、取締役会の決議により「役員報酬決定方針」を定めています。なお、「役員報酬決定方針」は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に加え、執行役員（以下、総称して「役員」という。）の報酬に関する決定方針としても定めています。

(イ) 当社の定める「役員報酬決定方針」は、以下のとおりです。

## 役員報酬決定方針

### 1. 目的

本方針は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（以下、総称して「役員」という。）の報酬に関する決定方針を定める。

### 2. 基本方針および基本原則

役員報酬制度を当社グループの発展を担う役員に対する「公正な処遇」の重要な要素として位置付け、次の事項を基本方針および基本原則とする。

#### (1) 基本方針

- ア 公正な処遇を構成するものであること
- イ グループの持続的価値創造の実現に対する貢献を評価・報奨するものであること
- ウ 適切でかつ競争力のある内容・水準であること

#### (2) 基本原則

- ア 責任・期待値に応じた報酬  
各役員の基本報酬は、積み重ねた知識・経験等に加え、求める責任や期待値等を柔軟に反映した内容とする。
- イ グループとして重視する戦略との整合  
中期経営計画をはじめとした第一生命グループの経営戦略・目標との整合性を確保する。また第一生命グループを支える人財を獲得・維持するために必要な制度設計とする。
- ウ 会社・個人業績との連動  
業績向上に対する健全なインセンティブ強化として、業績連動報酬や株式報酬制度を導入する。またその前提として、各役員が担う役割・職責の明確化とこれに基づく業績評価を行い、各役員の業績向上に対する貢献を的確に評価する。
- エ あらゆるステークホルダーとの利益共有  
中長期的な経営戦略に基づき定める指標を業績連動報酬の評価に用いるほか、株式報酬制度を導入することで、お客さまや株主の皆さまをはじめとした様々なステークホルダーとの利益共有により、企業の持続的成長を通じた株主価値向上への一層強い意識付けを図るものとする。
- オ 適切な報酬水準  
業種等を考慮した第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を参照しつつ、適切な報酬水準を決定する。
- カ 客観性・透明性の確保  
役員報酬決定にあたっては、客観性を担保するために、社外委員を過半とする報酬諮問委員会にて審議のうえ、当社の取締役会にて決定する。  
また、役員報酬に関する基本的な考え方その他の重要事項の積極的な開示等を通じて、役員報酬と企業価値向上との関連をチェックするために必要な情報提供を行い、株主をはじめとしたステークホルダーに対するアカウンタビリティを果たす。

### 3. 手続き

役員報酬に関する体系ならびに個別の報酬額について、報酬諮問委員会にて審議、取締役会にて決定する。

### 4. 役員報酬の構成

役員（社外取締役を除く）の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本報酬、業績連動報酬（会社業績報酬、個人業績報酬）および株式報酬にて構成する。また、各報酬の支給割合については、業績連動報酬を短期的なインセンティブ、株式報酬を中長期的な経営目標の達成、企業価値向上へのインセンティブと位置付けた上で、上記持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして適切に機能するよう定める。

役員のうち社外取締役については、基本報酬のみで構成する。

#### (1) 基本報酬

職責等に応じた定額報酬

#### (2) 会社業績報酬

短期的な業績向上のインセンティブとして、中期経営計画をはじめとする第一生命グループの経営目標を踏まえ選定する指標における目標値の達成度に連動

#### (3) 個人業績報酬

各役員が担う役割・職責等の達成度に連動

#### (4) 株式報酬

中長期的な経営目標の達成、企業価値向上へのインセンティブとして、役位毎の基準額を基に譲渡制限が付された株式を割当

### 5. 報酬の支払時期等

- (1) 基本報酬、会社業績報酬および個人業績報酬は、月例報酬とし、毎月支払う。
- (2) 株式報酬は、取締役会で定める日に支給する。

### 6. 制定・改廃

本方針は、報酬諮問委員会で審議の上、取締役会がこれを定め、必要に応じて見直すものとする。

(ウ) 本事業年度の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしての適切性等について、客観性を担保するため、社外取締役である委員を過半とする報酬諮問委員会にて審議の上、最終的に、取締役会において個人別の具体的な報酬等の額及び内容が決定されていること等から、「役員報酬決定方針」に沿うものであると判断しています。

#### ロ. 監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社は、取締役会が定める「コーポレートガバナンス方針」において、監査等委員である取締役の報酬については基本報酬のみで構成し、報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬に関する調査等を活用し、設定する旨を定めており、監査等委員会において本方針に基づき、個人別の報酬等の額を協議、決定しております。

#### ハ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関しては、2016年6月24日に開催されました第6期定時株主総会において、同年10月1日付で、年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分7,200万円以内）とする旨が決議されております。当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）は同日時点で13名（うち社外取締役は3名）であり、本事業年度末日現在は11名（うち社外取締役は4名）です。

また、2018年6月25日開催の第8期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記年額8億4,000万円以内（うち社外取締役分7,200万円以内）の枠内において、社外取締役ではない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額を、年額2億円を上限として設定する旨が決議されております。当該株主総会決議において、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は3年から30年の間で当社の取締役会が予め定める期間とし、また、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年160,000株以内（ただし、株式分割や株式併合等の場合には一定の調整がなされます。）、1株当たりの払込金額は、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において当社取締役会において決定するものとされております。社外取締役ではない取締役（監査等委員である取締役を除く。）は第8期定時株主総会終結時点で7名であり、本事業年度末日現在も7名です。

監査等委員である取締役の報酬等に関しては、2016年6月24日に開催されました第6期定時株主総会において、同年10月1日付で、年額2億円以内とする旨決議されております。監査等委員である取締役は同日時点で5名であり、本事業年度末日現在も5名です。

#### 二. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬（業績連動報酬等を含む。）に関する事項

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の役員報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能することを企図して決定しており、基本報酬、業績連動報酬（会社業績報酬、個人業績報酬）及び株式報酬のそれぞれについて、上記イ（イ）の方針に従い算出した額又は数を支給することとしております。

業績連動報酬のうち、会社業績報酬に関する当社の評価指標として、当社のグループ中期経営計画に基づき、EV成長率（グループROEV）、連結オペレーティングROE、連結ROE、資本充足率（経済価値）、資本充足率の改善幅（経済変動要因を除く。）、グループ

修正利益、子会社からの配当金受取額、新契約価値及び株価（ベンチマーク比）を採用しております。

各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の会社業績報酬については、毎年、報酬諮問委員会で審議の上、定時株主総会終了直後に開催される取締役会において、上記各評価指標の目標に対する達成度合に応じて支給額を決定し、支給額が決定された月の翌月から12ヶ月間の報酬として支給しております。なお、会社業績報酬の評価指標のうち主要なものにつき、2020年3月期及び2021年3月期における目標及び実績は下表のとおりであります。2021年3月期については、2019年3月期から2021年3月期における中期経営計画「CONNECT2020」策定時の目標を踏まえ業績評価を行っております。下記の実績に基づく当社の会社業績の評価ランクは、2020年3月期は「Ⅲ-」、2021年3月期は「Ⅲ」となっています。

（会社業績報酬の主要な評価指標に係る目標及び実績）

視点	評価指標	目標	実績
		(2020年3月期) (2021年3月期)	(2020年3月期) (2021年3月期)
資本効率	EV成長率（グループROEV）	8%	△3%
		8%	8%
健全性	資本充足率（経済価値）	100%以上	178%
		100%以上	203%
利益指標	グループ修正利益	2,400億円程度	2,745億円
		2,500億円程度	2,828億円
	グループ新契約価値 <sup>*1</sup>	1,800億円程度	1,520億円
		2,300億円程度	1,147億円
市場評価	株価（ベンチマーク比） <sup>*2</sup>	ベンチマーク超過	△3%
		ベンチマーク超過	15%

※1 新契約価値は、各事業年度における新契約の成立時点の価値を表した指標であります。なお、その実績は原則として、グループにおいて生命保険業を主な事業とする子会社等の実績の合計値であります。

※2 株価（ベンチマーク比）は各事業年度における当社株価の騰落率と、同期間のベンチマーク（TOPIX（東証株価指数）と東証業種別株価指数（保険業）の和半）の騰落率を比較したものであります。

また、業績連動報酬のうち、個人業績報酬については、健全なインセンティブとして機能するよう、各役員が担う役割・職責等を踏まえた一定の個人別の業績指標を設定し、その達成度を勘案した評価に、定量業績に表れない定性的な取組内容の評価を加味して、各役員の支給額を決定し、支給額が決定された月の翌月から12ヶ月間の報酬として支給しております。個人業績報酬の対象となる各取締役の実績の評価は、毎年、報酬諮問委員会で審議の上、定時株主総会終了直後に開催される取締役会において行われます。2020年3月期の評価実績は、「Ⅱ」から「Ⅲ-」までのランクであり、2021年3月期の評価実績は、「Ⅱ」から「Ⅲ-」までのランクとなっています。

（注1）会社業績の評価は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ+、Ⅲ、Ⅲ-、Ⅳ、Ⅴの7段階（Ⅰが最も高く、Ⅲが標準）になります。

（注2）個人業績の評価は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ+、Ⅲ、Ⅲ-、Ⅳ、Ⅴ、Ⅴ-の8段階（Ⅰが最も高く、Ⅲが標準）になります。

## ホ. 取締役の報酬等の総額等に関する事項

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等		非金銭報酬等 (株式報酬)	その他	
			会社 業績報酬	個人 業績報酬			
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	343	189	65	22	65	0	10
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	62	62	—	—	—	—	4
監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）	76	76	—	—	—	0	2
監査等委員である社外取締役	55	55	—	—	—	—	3

(注1) 業績連動報酬等に関する事項は、「二. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬（業績連動報酬等を含む。）に関する事項」に記載のとおりです。上表に記載の業績連動報酬等については、2020年3月期に係る実績に基づく2020年4月から2020年6月の3ヶ月間の報酬等及び2021年3月期に係る実績に基づく2021年7月から2022年3月の9ヶ月間の報酬等の合計額です。

(注2) 非金銭報酬等である株式報酬は、株主価値向上への貢献意欲や士気を一層高め、株主の皆さまとの価値共有を可能な限り長期にわたって進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬です。当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を30年間とし、①当該譲渡制限期間中に任期満了又は定年その他当社の取締役会が相当と認める事由により当社又は当社の一定のグループ会社の役員等の地位のいずれかの地位を退任又は退職した場合、退任又は退職直後時点で譲渡制限を解除すること、②当該譲渡制限期間中に、交付対象の取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合又は重要な法令違反等の一定の事由に該当し、当社の取締役会が相当と認めた場合には、当社が当該株式を無償取得できること等の条件が付されております。当該株式報酬の交付状況は「4. 株式に関する事項」に記載のとおりです。

(注3) 社外取締役が当社から受け取った報酬以外の金額はありません。また、社外取締役が当社の親会社等から受け取った報酬等もありません。

(注4) 上記には、2021年6月21日に当社を退任した取締役3名及び就任した取締役3名を含んでおります。

## 3. 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等
ジョージ・オルコット 前田 幸一 井上 由里子 新貝 康司 佐藤 りえ子 朱 殷 卿 増 田 宏 一	会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。 なお、補償契約については、該当事項はありません。

## 4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要
当該保険契約の被保険者は当社及び第一生命保険株式会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員です。	会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求が為されたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。 なお、保険料は、役員数に基づき当社及び第一生命保険株式会社が各社の対象役員数に応じて按分し負担しております。

### 3 社外役員に関する事項

#### 1. 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
ジョージ・オルコット	キリンホールディングス株式会社の社外取締役であります。 株式会社デンソーの社外取締役であります。
井上 由里子	日本信号株式会社の社外取締役であります。
新貝 康 司	株式会社エクサウィザーズの社外取締役であり、当社は同社と会費支払いの取引があります。 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの社外取締役であります。
佐藤 りえ子	石井法律事務所のパートナーであり、当社は同事務所と調査業務の取引があります。 J. フロント リテイリング株式会社の社外取締役であります。 株式会社エヌ・ティ・ティ・データの社外取締役（監査等委員）であり、当社は同社と業務委託の取引があります。 三菱商事株式会社の社外監査役であります。
朱 殷 卿	株式会社コアバリューマネジメントの代表取締役であります。 双日株式会社の社外取締役であります。
増田 宏 一	株式会社第四北越フィナンシャルグループの社外取締役（監査等委員）であります。

#### 2. 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要その他の活動状況
ジョージ・オルコット	6年10ヶ月	取締役会12回開催、 うち12回出席	主にコーポレートガバナンスの専門的な知識・経験及び他の会社の社外取締役としての豊富な経験を踏まえ、発言を適宜行っております。また、指名諮問委員として全ての指名諮問委員会（6回開催）に出席の上適宜発言し、独立した立場から経営陣の監督に努めております。
前田 幸 一	5年6ヶ月	取締役会12回開催、 うち12回出席	主に公共性の高い企業における経営者としての豊富な経験や高い見識を踏まえ、発言を適宜行っております。また、指名諮問委員会（6回開催）・報酬諮問委員会（12回開催）の議長として、独立した立場から経営陣の監督に努めております。
井上 由里子	3年10ヶ月	取締役会12回開催、 うち12回出席	主に知的財産法、IT関連の制度・政策に関する専門的な知識・経験及び他の会社の社外取締役としての豊富な経験を踏まえ、発言を適宜行っております。また、指名諮問委員として全ての指名諮問委員会（6回開催）に出席の上適宜発言し、独立した立場から経営陣の監督に努めております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要その他の活動状況
新 貝 康 司	2年10ヶ月	取締役会12回開催、 うち12回出席	主にグローバル企業における経営者としての豊富な経験や高い見識及び他の会社の社外取締役としての豊富な経験を踏まえ、発言を適宜行っております。また、報酬諮問委員として全ての報酬諮問委員会（12回開催）に出席の上適宜発言し、独立した立場から経営陣の監督に努めております。
佐 藤 りえ子	6年10ヶ月	取締役会12回開催、 うち12回出席 監査等委員会25回開催、 うち25回出席	主に弁護士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識及び他の会社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を踏まえ、発言を適宜行っております。また、指名諮問委員として全ての指名諮問委員会（6回開催）に出席の上適宜発言し、独立した立場から経営陣の監督に努めております。
朱 殷 卿	6年10ヶ月	取締役会12回開催、 うち12回出席 監査等委員会25回開催、 うち25回出席	主に金融機関における企業経営者としての豊富な経験や高い見識及び他の会社の社外取締役としての豊富な経験を踏まえ、発言を適宜行っております。また、報酬諮問委員として全ての報酬諮問委員会（12回開催）に出席の上適宜発言し、独立した立場から経営陣の監督に努めております。
増 田 宏 一	5年6ヶ月	取締役会12回開催、 うち11回出席 監査等委員会25回開催、 うち24回出席	主に公認会計士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知識及び他の会社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を踏まえ、発言を適宜行っております。また、報酬諮問委員として11回の報酬諮問委員会に出席の上適宜発言し、独立した立場から経営陣の監督に努めております。

### 3. 社外役員に対する報酬等

上記「2 会社役員に関する事項」2. ハ及びホに記載のとおりであります。

### 4. 社外役員の意見

該当事項はありません。



## 4 株式に関する事項

1. 株式数 発行可能株式総数 普通株式 4,000,000千株  
 甲種類株式 100,000千株  
 発行済株式の総数 普通株式 1,031,348千株

(注) 当社の発行可能株式総数は、普通株式と甲種類株式をあわせて4,000,000千株であります。

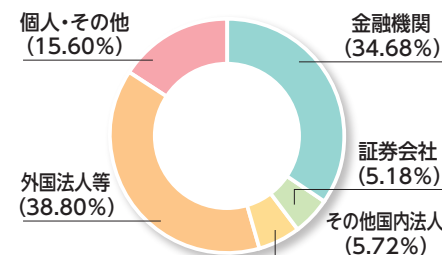
2. 当年度末株主数 普通株式 727,690名

### 3. 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等 (普通株式)	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	171,041	16.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	65,940	6.41
株式会社みずほ銀行	28,000	2.72
SMP PARTNERS (CAYMAN) LIMITED	24,500	2.38
新生信託銀行株式会社ECM MF信託口8299002	17,450	1.69
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	17,223	1.67
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	14,623	1.42
SMBC日興証券株式会社	13,821	1.34
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	13,302	1.29
JPモルガン証券株式会社	13,060	1.27

(注) 持株比率は発行済株式の総数から当社の自己株式 (2,986,647株) を除外して算出しております。

### ● 所有者別株式分布状況



## 4. 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険持株会社の株式

	株式の数 (普通株式)	株式の交付を受けた者の人数
取締役 (監査等委員である者及び社外役員を除く。)	30,800株	7名
社外取締役 (監査等委員である者を除き、社外役員に限る。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

## 5 会計監査人に関する事項

### 1. 補償契約

該当事項はありません。

## 連結計算書類

### 1 2021年度 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金及び預貯金	2,183,874	保険契約準備金	52,745,988
コールローン	479,900	支払備金	925,110
買入金銭債権	255,902	責任準備金	51,407,655
金銭の信託	1,106,918	契約者配当準備金	413,222
有価証券	51,504,749	再保険借	895,123
貸付金	3,978,577	社債	870,383
有形固定資産	1,159,741	その他負債	5,906,787
土地	808,368	売現先勘定	3,115,017
建物	332,376	その他の負債	2,791,770
リース資産	4,499	退職給付に係る負債	392,522
建設仮勘定	551	役員退職慰労引当金	929
その他の有形固定資産	13,944	時効保険金等払戻引当金	800
無形固定資産	502,795	価格変動準備金	287,358
ソフトウェア	124,331	繰延税金負債	256,364
のれん	56,245	再評価に係る繰延税金負債	70,652
その他の無形固定資産	322,218	支払承諾	45,745
再保険貸	1,924,898	負債の部合計	61,472,654
その他資産	2,748,965	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	9,378	資本金	343,926
支払承諾見返	45,745	資本剰余金	330,259
貸倒引当金	△19,505	利益剰余金	1,334,834
投資損失引当金	△779	自己株式	△12,718
		株主資本合計	1,996,301
		その他有価証券評価差額金	2,397,969
		繰延ヘッジ損益	△15,532
		土地再評価差額金	16,643
		為替換算調整勘定	4,232
		退職給付に係る調整累計額	8,197
		その他の包括利益累計額合計	2,411,510
		新株予約権	694
		純資産の部合計	4,408,507
<b>資産の部合計</b>	<b>65,881,161</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>65,881,161</b>

## 2 2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収益</b>	<b>8,209,708</b>
<b>保険料等収入</b>	<b>5,291,973</b>
<b>資産運用収益</b>	<b>2,551,112</b>
利息及び配当金等収入	1,386,792
売買目的有価証券運用益	206,378
有価証券売却益	393,503
有価証券償還益	21,230
為替差益	453,064
貸倒引当金戻入額	11,340
その他運用収益	2,718
特別勘定資産運用益	76,084
<b>その他経常収益</b>	<b>366,622</b>
<b>経常費用</b>	<b>7,618,811</b>
<b>保険金等支払金</b>	<b>5,855,703</b>
保険金	1,397,477
年金	778,494
給付金	653,894
解約返戻金	1,363,354
その他返戻金等	1,662,483
<b>責任準備金等繰入額</b>	<b>316,837</b>
支払備金繰入額	48,203
責任準備金繰入額	260,369
契約者配当金積立利息繰入額	8,264
<b>資産運用費用</b>	<b>381,136</b>
支払利息	26,704
金銭の信託運用損	1,572
有価証券売却損	234,564
有価証券評価損	7,817
有価証券償還損	3,545
金融派生商品費用	40,176
投資損失引当金繰入額	247
貸付金償却	459
賃貸用不動産等減価償却費	13,458
その他運用費用	52,590
<b>事業費</b>	<b>752,160</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>312,973</b>
<b>経常利益</b>	<b>590,897</b>
<b>特別利益</b>	<b>10,766</b>
固定資産等処分益	10,404
その他特別利益	362
<b>特別損失</b>	<b>39,792</b>
固定資産等処分損	12,966
減損損失	3,850
価格変動準備金繰入額	22,903
その他特別損失	72
<b>契約者配当準備金繰入額</b>	<b>87,500</b>
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>474,371</b>
<b>法人税及び住民税等</b>	<b>136,131</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>△71,113</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>65,018</b>
<b>当期純利益</b>	<b>409,353</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>409,353</b>

## 計算書類

### 1 2021年度 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>106,055</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,580</b>
現金及び預金	69,997	1年内返済予定の関係会社長期借入金	7,267
前払費用	55	未払費用	4,356
未収還付法人税等	34,846	リース債務	1
その他	1,156	未払金	815
<b>固定資産</b>	<b>1,760,997</b>	未払法人税等	232
<b>有形固定資産</b>	<b>9</b>	預り金	21
建物	2	その他	885
工具、器具及び備品	5	<b>固定負債</b>	<b>589,066</b>
リース資産	1	社債	310,000
<b>無形固定資産</b>	<b>2</b>	長期借入金	250,000
商標権	2	関係会社長期借入金	29,066
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,760,984</b>	その他	0
投資有価証券	2,918	<b>負債合計</b>	<b>602,646</b>
関係会社株式	1,222,840	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社出資金	534,744	<b>株主資本</b>	<b>1,265,539</b>
繰延税金資産	99	<b>資本金</b>	<b>343,926</b>
その他	381	<b>資本剰余金</b>	<b>343,926</b>
<b>繰延資産</b>	<b>1,765</b>	資本準備金	343,926
社債発行費	1,765	<b>利益剰余金</b>	<b>590,404</b>
		利益準備金	5,600
		その他利益剰余金	584,804
		価格変動積立金	65,000
		繰越利益剰余金	519,804
		<b>自己株式</b>	<b>△12,718</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>△63</b>
		その他有価証券評価差額金	△63
		<b>新株予約権</b>	<b>694</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,266,171</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,868,818</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,868,818</b>

## 2 2021年度 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>営業収益</b>	<b>205,479</b>
関係会社受取配当金	193,794
関係会社受入手数料	11,682
その他	2
<b>営業費用</b>	<b>12,796</b>
販売費及び一般管理費	12,796
<b>営業利益</b>	<b>192,682</b>
<b>営業外収益</b>	<b>476</b>
受取利息	2
為替差益	347
未払配当金除斥益	82
還付加算金	7
その他	35
<b>営業外費用</b>	<b>4,524</b>
支払利息	1,125
社債利息	2,779
その他	619
<b>経常利益</b>	<b>188,635</b>
<b>特別損失</b>	<b>21,240</b>
関係会社株式評価損	21,240
<b>税引前当期純利益</b>	<b>167,394</b>
法人税、住民税及び事業税	256
法人税等調整額	△99
法人税等合計	156
<b>当期純利益</b>	<b>167,237</b>

## 1 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

第一生命ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任 あざさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺澤 豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三輪 登信
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤原 初美

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一生命ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一生命ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 2 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

第一生命ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺澤 豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三輪 登信
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤原 初美

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一生命ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等について除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 3 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、Web会議等も活用しながら、内部監査・内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受けるほか、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な子会社に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて当該子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」に関する会社計算規則第131条各号に掲げる事項につき、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。  
なお、事業報告に記載のとおり、重要な連結子会社である第一生命保険株式会社の一昨年来の金銭不正取得事案については、同社がその撲滅に向け、体制の整備、企業風土・体質の変革等に取り組んでいることを確認しております。監査等委員会としては、引き続き同社のこれらの課題への取組みと実効性について注視するとともに、同社を含め当社グループの内部統制システムの強化に向けた取組みについて監査してまいります。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

第一生命ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	長 濱 守 信
常勤監査等委員	近 藤 総 一
監査等委員	佐 藤 りえ子
監査等委員	朱 殷 卿
監査等委員	増 田 宏 一

(注) 監査等委員佐藤りえ子、朱殷卿及び増田宏一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上



## ご参考：Q&A 株主の皆さまからよくいただくご質問にお答えします。

### Q1 第一生命の「経営品質刷新プロジェクト」について、これまでの取組みと今後の対応方針について教えてください。

A

被害を受けられたお客さま、株主さまをはじめとする関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを、ここに改めてお詫び申し上げます。

皆さまからの信頼を回復し、社会的使命を果たし続けるため、2020年12月に「経営品質刷新本部」を設置し、被害にあわれた方々に対し真摯に対応を進めるとともに、管理・監督・牽制・モニタリング体制の強化並びに企業風土や体質の変革を図るべく「経営品質刷新プロジェクト」をスタートさせ、金銭に係る不正行為撲滅に向けた取組みを進めてまいりました。

しかしながら、2021年度に新たに不正事案が判明したことを受け、同様の不正が発生していないか確認するための伏在調査を強化したことに加え、引き続き、金銭に係る不正行為撲滅を最重要課題の1つと強く認識し、再発防止策及びその実効性の一層の強化、そして内部統制強化を図ってまいります。具体的には、支社等の営業組織に対し、コンプライアンスを組織評価の最重要指標とした上で、「お客さま第一」の理念を大前提とした「営業員制度・運営の見直し」及び新たに判明した事案を踏まえた「ご高齢のお客さまへの対応強化」をはじめとする各種取組みを実行してまいります。

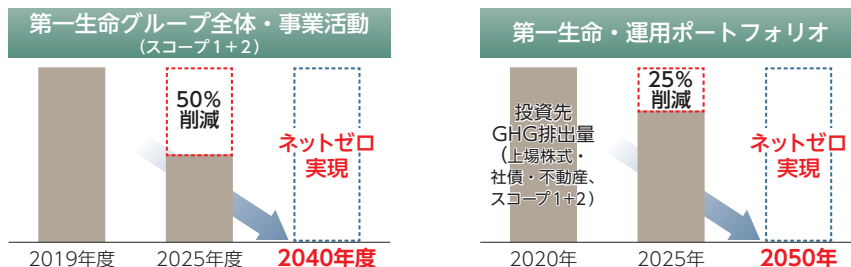
### Q2 気候変動への取組みについて教えてください。

A

当社グループでは、グループ全体の事業活動で排出するCO<sub>2</sub>の削減目標として、2025年度に50%削減、2040年度にネットゼロ達成（いずれも2019年度比）を掲げ、再生可能エネルギーの積極的な導入等、脱炭素化に向けた取組みを進めています。

また、グループ中核会社の第一生命では、機関投資家として、運用ポートフォリオにおける温室効果ガス（GHG）排出量を2025年までに25%削減、2050年までにネットゼロ達成（同上）とするべく、投資先企業へのエンゲージメントや国際的イニシアティブへの参画、再生可能エネルギー発電事業への投融資等の取組みを推進しています。

今後も国内外のグループ従業員の意識醸成・行動変容を促し、グループ横断で気候変動問題の解決に向けた取組みを強化していきます。



### Q3 多様な人財の活躍に向けた取組み（ダイバーシティ&インクルージョン）について教えてください。

A

当社グループは、全世界の社員がいきいきと個性を發揮し活躍できる世界“World of Opportunities”の実現に向け、国・地域を問わず活躍できる人財の育成と多様なキャリアの形成支援に取り組んでいます。こうした取組みを通じて個性が發揮できる風土の醸成を加速させ、企業としての価値創造に繋げていくべく、国内においては内勤管理職における非「男性・新卒採用・日本人」の比率を「ダイバーシティ比率」と定義し、多様性を尊重していくという価値観の下、この比率を高めていきます。

その中で、女性活躍推進に向けては、経営の意思決定に常時女性が参画している状態を目指し、2024年4月時点で組織長の女性比率を30%とする目標の設定、階層別研修の充実、マネジメントポスト候補者の3割を女性にするサクセッションプランの策定、経営層による育成への直接の関与等、取組みを強化しています。

即戦力として入社するキャリア採用人財については、入社後も専門性やスキルを發揮し続けることができるよう、業務プロセスや組織風土の改革に取り組む等、キャリア採用人財に対する支援体制を整えています。

また、グループ全体の国際競争力の強化に向けて、グループ横断型の社内公募（グローバル・ジョブポストイング）の実施や、プロジェクトチームの組成による課題解決に取り組んでいます。

上記以外にも、障がい者やシニア層の活躍推進やLGBTQの理解促進等に取り組んでおり、ダイバーシティ&インクルージョンの推進を持続的成長の原動力として、お客さま・社会の“well-being”<sup>\*</sup>の実現に貢献していきます。

※ 安心に満ち、豊かで健康な人生を送り、幸せな状態であること。

### Q4 政策保有株式の保有銘柄数、金額、今後の縮減方針を教えてください。

A

生命保険事業を営むグループ各社が株式を保有する場合、原則、資産運用の一環として純投資目的での保有となりますが、業務提携による関係強化等、グループ戦略上、重要な目的を併せ持つ政策保有株式も一部、保有しています。保有の目的や資本コストを踏まえた指標に照らして検証を行い、縮減の是非を判断しており、特に上場株式については毎年、取締役会における検証内容を開示しています。保有の適切性や合理性が認められず、純投資としての保有意義も認められない場合は、売却を行います。

政策保有株式の保有銘柄数・金額<sup>\*</sup>

銘柄数	貸借対照表計上額の合計額	当社連結純資産（2022年3月末時点）に対する比率
7銘柄	666億円	1.5%

※ 2022年3月末日時点で当社及び第一生命（当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社）が保有している保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式。

（参考）みなし保有株式の保有銘柄数・金額<sup>\*</sup>

銘柄数	貸借対照表計上額の合計額	当社連結純資産（2022年3月末時点）に対する比率
2銘柄	350億円	0.8%

※ 2022年3月末日時点で第一生命（当社の連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社）が退職給付信託として拠出し、純投資目的以外の目的で議決権行使権限を有する株式。

## Q5 CXデザイン戦略について教えてください。

A

当社グループは、お客さまの「一生涯のパートナー」として、すべての人々の“well-being”の実現に貢献していきます。そのためには、当社グループの4つの体験価値（保障、資産形成・承継、健康・医療、つながり・絆）を日常的に体験いただくことが重要であると考えています。

CXデザイン戦略とは、この4つの体験価値を通じて、お客さまの期待を超える感動をお届けすることで、当社グループのファンのお客さまを増やし、持続的な成長につなげていく戦略です。

デジタルによる接点を確立して日常的にお客さまとつながり、必要な時にはリアルチャネルがお客さまに寄り添っていくことで、「ほしいものを、ほしいときに、自然なかたち」でご体験いただくことを目指します。

取組みの一環として、第一生命では2021年12月に4つの体験価値に関する情報・商品・サービスをデジタル上で日常的に体験いただくことを目的とした情報サイト「ミラシル」を稼働しました。リアル接点を担う生涯設計デザイナーとお客さまが「ミラシル」を通じて保険の相談を含む様々なコミュニケーションをとっていく等、デジタルとリアルを融合した取組みを進めています。また、生涯設計デザイナーの強みを活かした多岐にわたる分野での自治体との連携取組みや、金融機関や異業種企業等とのパートナーシップによる健康増進支援・終活支援等の取組みを通じて、保険領域にとどまらない体験価値を提供しています。

今後もグループ一体となって4つの体験価値を磨くとともに、CXデザイン戦略によって、これまで以上に一人ひとりのお客さまに寄り添い、最良の体験価値をお届けしていきます。

これらのCXデザイン戦略の取組みを通じ、2026年度を目途に、業界トップ水準のNPS®\*（第一生命）、延べ1,200万人のお客さま数（国内事業合計）を目指します。

※ 顧客ロイヤルティ（企業やブランドに対する愛着・信頼の度合い）を数値化したもので、お客さま満足度よりも踏み込んだ、知人・友人への推奨度を測定する指標（NPS®は、ペイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムの登録商標です）

## Q6 株主総会資料の電子提供制度について教えてください。

A

株主総会資料<sup>\*1</sup>の電子提供制度とは、株主総会資料をウェブサイトに掲載し、当該ウェブサイトのURL等を株主さまに通知し、原則として株主さまがウェブサイト上で株主総会資料を閲覧する制度です。2022年9月1日施行の改正会社法により、上場会社は電子提供制度の導入が義務付けられます。

本制度の適用により、株主総会資料の印刷等に要する時間が削減され、従来よりも早期に株主総会資料のご提供が可能になるとともに、印刷用紙の削減による環境保全への貢献も期待されています。

株主総会資料のご郵送を希望される株主さまは、2022年9月以降<sup>\*2</sup>お取引のある証券会社又は当社株主名簿管理人のみずほ信託銀行でお手続きいただくこと等により、株主総会資料を書面にてお受け取りいただくことができます。

※1 株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類を指します。

※2 株主総会の基準日がお手続きの期限となります。直近の基準日にお手続きが間に合わなかった場合は、その次の基準日における株主総会から書面にてお受け取りいただけます。

# インターネットによる事前質問及び同時中継のご案内

## ■ 事前質問のご案内

多くの株主さまからご意見をいただくために、本株主総会の目的事項に関するご質問を、インターネットを通じて受け付けております。ご質問の多い事項につきまして、株主総会当日の審議において、又は、株主総会終了後当社ウェブサイト上にて回答させていただきます。

**受付期間** 2022年5月30日（月曜日）～2022年6月15日（水曜日）17時

質問入力フォームへは以下のいずれかの方法にてアクセスしてください。

- 1 スマートフォン等にて右記QRコードを読み取りアクセス
- 2 ウェブサイト（ ）にアクセス

- 本株主総会の目的事項に関するご質問にのみ回答いたします。個別回答は行いませんので、予めご了承ください。
- 5月30日（月曜日）から当社ウェブサイト上にて、「事業報告映像-2021年度の取組み-」を公開しています。ご質問の参考としてご視聴ください。

## ■ 同時中継のご案内

会場以外でも株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによる同時中継を実施いたします。以下のURL又はQRコードにアクセスし、IDとパスワードを入力の上、ご視聴ください。なお、本同時中継はご視聴のみとなるため、書面又はインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

**公開日時** 2022年6月20日（月曜日）13時

**同時中継URL** <https://www.dai-ichi-life-hd.com/sc/in2022/>

ID

パスワード



### <同時中継ご視聴にあたっての注意事項>

- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主さまのご負担となります。
- 同時中継をご視聴される株主さまからはご質問及びご意見をお受けすることができません。ご質問を希望される株主さまは、6月15日（水曜日）17時まで上記の事前質問をご利用ください。
- 撮影、録画、録音はご遠慮ください。 ●ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

議決権行使についてのご案内

詳細は7～8頁をご確認ください。



この印刷物は環境にやさしい「ベジタブルインキ」を使用しています。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。